

たるたる支え愛ぱらん

(第 1 期小樽市地域福祉計画・小樽市地域福祉活動計画)

令和 3 年 3 月

小樽市・小樽市社会福祉協議会

ご挨拶

小樽市では、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせるまちづくりを推進するために、様々な福祉施策を展開してまいりました。

近年、少子高齢化や核家族化の進行に伴い、地域社会を取り巻く環境も大きく変化してきており、地域の課題も複雑化・多様化してきていることから、地域の人々が支え合い、ともに課題を解決していく地域共生社会の実現が求められています。

このような状況の中、小樽市では地域福祉を取り巻く環境の変化や課題に対応するため、令和3年度から令和5年度までの3年間を計画期間とする「第1期小樽市地域福祉計画～たるたる支え愛ぷらん」を策定しました。

本計画の策定に際しましては、小樽市地域福祉計画策定委員会での審議を重ねるとともに、市民の皆様や実際に地域で活動を展開している皆様からの貴重な御意見を踏まえてまいりました。御協力いただきました皆様には、心より感謝申し上げます。

本計画では、『お互いさま』と支え合い、誰もがしあわせを実感できるまち」を基本理念に掲げ、「つながりを持てる地域づくり」、「『助けて』と言える地域づくり」、「安心して暮らせる地域づくり」の3つの目標のもと、小樽市社会福祉協議会との連携を密にしながら、地域の皆様や地域活動団体の皆様と協働を深めながら、計画を推進していくことを目指しております。

今後とも「第1期小樽市地域福祉計画～たるたる支え愛ぷらん」の実現に向け、一層の御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

令和3年3月

小樽市長 迫 俊哉

ご挨拶

小樽市社会福祉協議会は、社会福祉法第109条に定められた団体であり、昭和26年に発足、昭和42年に社会福祉法人の認可を受け、地域福祉の推進を図ることを目的として活動している団体です。

本会は地域の皆様と手を携え、公的支援だけに頼らない助け合い・支え合いやボランティア活動を支援し、他の法人・団体等との連携を深め、様々な事業の実施や普及・啓発、多様化するニーズへの対応を通じ、地域福祉の推進に取り組んでおります。

このたび、小樽市の「第1期小樽市地域福祉計画～たるたる支え愛ぷらん」策定に合わせ、本会が更なる地域福祉の向上に取り組んでいくための実践的な計画として、「第1期小樽市地域福祉活動計画」を一体的に策定いたしました。

この計画を基に、小樽市と本会が地域の福祉向上のため、それぞれの役割を分担して、車の両輪として効率よく機能し、住民の皆様が地域、暮らし、生きがいを共に作り、高めあう『地域共生社会』の実現を目指していかなばなりません。

計画策定に際しご協力を賜りました皆様に、心から感謝の意を表しますとともに、本計画推進のため、住民の皆様のご協力を今後ともよろしくお願い申し上げます、結びといたします。

令和3年3月

社会福祉法人 小樽市社会福祉協議会

会長 野坂 和弘

目次

第1章 計画策定に当たって

1 計画策定の策定と趣旨	1
2 地域福祉とは？	2
3 計画の位置付け	2
4 関連計画との連携	3
5 計画の期間	4
6 計画策定の体制	5
7 計画の推進	9

第2章 小樽市の現状

1 統計から見る小樽市の現状	10
2 アンケート調査から見た小樽市の現状	19
3 これまでの地域福祉の取組	26

第3章 計画の基本的な考え方

1 地域福祉の課題	29
2 計画の基本理念	30
3 計画の基本目標	30
4 施策の体系	31

第4章 基本目標ごとの取組

基本目標 1 つながりを持てる地域づくり	33
施策 1 地域住民同士がつながるための拠点づくり	34
施策 2 市民自らが小樽観光を楽しむための環境づくり	36
施策 3 地域におけるボランティア活動の推進	38
施策 4 町内会活動への参加促進	40
施策 5 多様な世代のつながりづくり	42
基本目標 2 「助けて」と言える地域づくり	45
施策 6 困りごとを抱えた方への支援	46

（小樽市再犯防止推進計画）	48
施策 7 地域で子どもを育てる環境の整備	50
施策 8 漏れのない相談支援体制づくり	52
施策 9 福祉サービスの適切な利用の促進	54
施策 10 権利を擁護する取組の推進	56
（小樽市成年後見制度利用促進基本計画）	58
基本目標 3 安心して暮らせる地域づくり	61
施策 11 空き家対策及び居住支援の充実	62
施策 12 災害時における支え合いの仕組みづくり	64
施策 13 雪との共生	66
施策 14 持続可能な買い物支援の実現	68
施策 15 地域の防犯体制の構築及び推進	70
資料編	
1 小樽市地域福祉計画策定委員会名簿	72
2 用語解説	73

小樽市福祉部キャラクター ツツジの妖精「さちこ」



第1章 計画策定に当たって

1 計画策定の背景と趣旨

小樽市では、これまで「高齢者保健福祉計画」、「介護保険事業計画」、「障害者計画」、「障害福祉計画・障害児福祉計画」、「子ども・子育て支援事業計画」など個別計画に基づき、福祉施策を推進してきました。

しかし、近年、社会的孤立や生活困窮など、支援を必要とする住民が抱える「地域生活課題」は複雑化・多様化し、複数の分野にまたがった横断的な対応が必要となっています。

このような課題への対応に向け、国は「地域共生社会」の実現を目指すという方針を掲げ、平成30年4月に社会福祉法を改正しました。

「地域共生社会」とは、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会のことです。

社会福祉法では、「地域生活課題」の解決を図るために、地域のつながりを再構築し、子どもから高齢者まで性別や年齢、障がいの有無にかかわらず、すべての人々が住み慣れた地域で助け合い、支え合いながら安心して暮らせる地域づくりを進めることが求められています。

そこで、小樽市では、今後の市における地域福祉の方向性を位置付け、地域共生社会を実現するための指針となる「地域福祉計画」を策定します。

なお、地域福祉の推進には社会福祉協議会との連携が必要不可欠であることから、本計画を社会福祉協議会が策定する「地域福祉活動計画」と一体的に策定します。

2 地域福祉とは？

「地域福祉」とは簡単に言うと「誰もが幸せに暮らすことができる地域をつくること」です。幸せに暮らすことができる地域とはどんな地域でしょうか…？少なくとも日々の生活で感じる「困りごと」などがなければ安心して暮らせるのではないのでしょうか？

しかし、個々の困りごとは実に様々で本人の努力や工夫だけでは解決できないこともあります。また、そんな一人ひとりの困りごと全てに支援や行政サービスが行き渡ることは困難です。

そう考えると、こうした困りごとを解決するために地域の中でお互いに声を掛け合い、みんなで助け合いながら支え合って暮らしていくことが大切です。

地域の皆さんや関係機関、行政など地域に関わるすべてのものが協働して、支援を必要としている人を支えていく「地域福祉」の仕組みづくりが求められています。

3 計画の位置付け

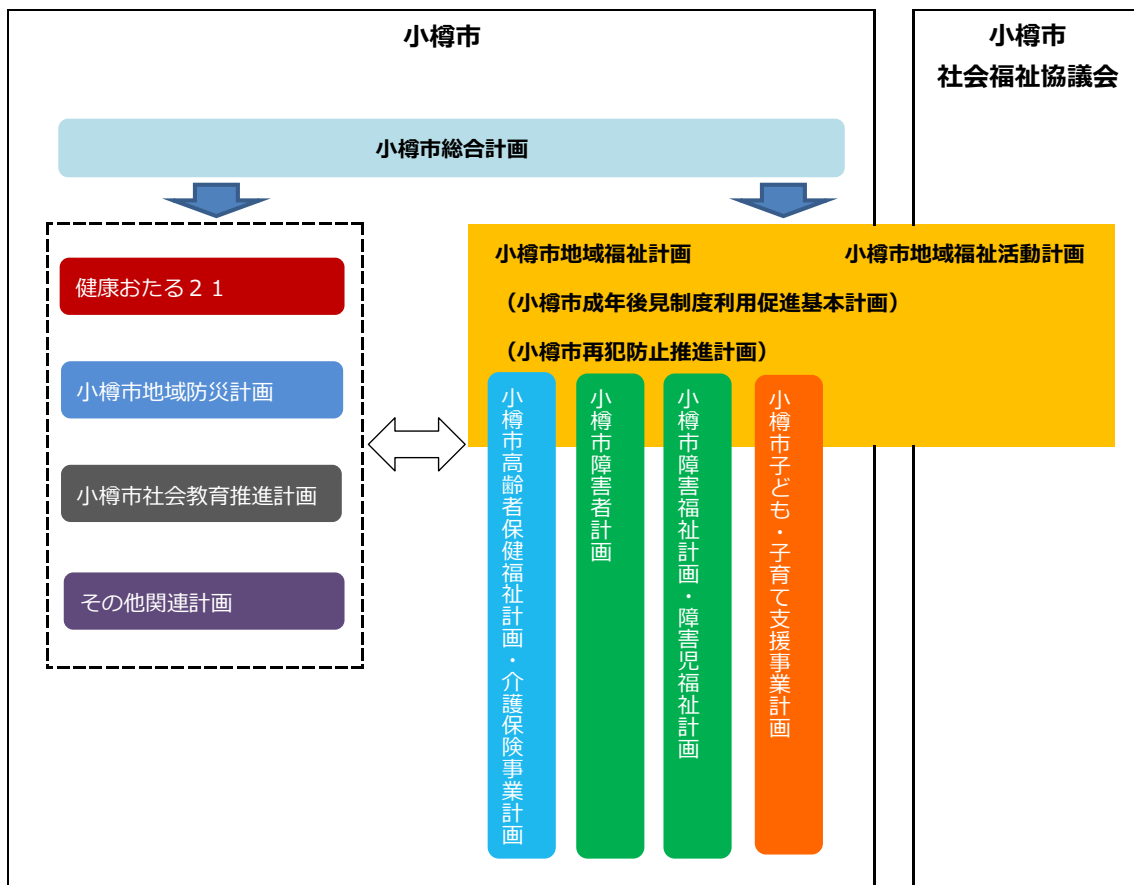
本計画は、「小樽市総合計画」を上位計画とし、社会福祉法第 107 条に基づく地域福祉計画として位置付け、成年後見制度の利用の促進に関する法律に基づき定める「小樽市成年後見制度利用促進基本計画」や再犯の防止に関する法律に基づき定める「小樽市再犯防止推進計画」を包含するものとして策定します。

また、「小樽市地域福祉活動計画」は、小樽市社会福祉協議会が住民や地域団体等と連携して定める地域における活動・行動計画です。「地域福祉の推進」という目的を小樽市の「地域福祉計画」と同じくしており、両計画が相互に連携しながら、市、社会福祉協議会、それぞれの役割分担のもと、総合的な地域福祉の推進を目指します。

4 関連計画との連携

本計画は、第7次小樽市総合計画に即して策定するものです。

また、地域福祉計画は、福祉各分野の個別計画である「高齢者保健福祉計画」、「介護保険事業計画」、「障害者計画」、「障害福祉計画・障害児福祉計画」、「子ども・子育て支援事業計画」の上位計画として位置付けられており、「地域福祉」という視点から各分野と横断的に連携し、共通する理念、地域の取組の方向性などを定めるものです。



5 計画の期間

本計画は、令和3年度から令和5年度までの3年間を計画期間とします。

（なお、次期以降の計画については、総合計画との調和を図る観点から計画期間を5年間とします。）

また、変化する社会情勢や関連する他の個別計画との整合を図るため、必要に応じて計画の見直しを行います。

計画名	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10
	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028
小樽市総合計画	第 7 次									
小樽市地域福祉計画	第 1 期 第 2 期									
小樽市成年後見制度利用促進基本計画										
小樽市地域福祉活動計画										
小樽市子ども・子育て支援事業計画	第 2 期		第 3 期							
小樽市高齢者保健福祉計画	第 8 期		第 9 期		第 1 0 期					
小樽市介護保険事業計画										
小樽市障害者計画	第 3 期								第 4 期	
小樽市障害福祉計画	第 6 期 第 2 期（児）		第 7 期 第 3 期（児）		第 8 期 第 4 期（児）					
小樽市障害児福祉計画										

6 計画策定の体制

計画策定に当たっては、幅広く市民の意見やニーズを把握し、計画に反映するため、策定委員会での意見交換、アンケート調査、ワークショップの開催、パブリックコメントの実施など、様々な形での市民参加を図っています。

(1)小樽市地域福祉計画策定委員会

公募市民、学識経験者、市内の福祉関連事業者の代表から選出された委員で構成される策定委員会を設置し、意見交換を行いました。

【実施概要】

実施日	意見交換の内容
令和元年8月26日	(1)講座「地域福祉計画とは」 北星学園大学教授 岡田 直人 氏 (2)地域福祉計画の愛称について (3)アンケート調査票について
令和元年11月6日	(1)アンケート調査について (2)今後の計画策定の進め方について
令和2年3月17日	(1)アンケート調査報告書（案）について (2)今後の計画策定の進め方について
令和2年8月20日	(1)ワークショップの開催について (2)計画に盛り込むべき地域生活課題について
令和2年11月20日	(1)計画素案について

(2)アンケート調査「しあわせな地域づくりのための市民アンケート」

市民の意識やニーズを的確に反映した計画にするため、アンケート調査を実施しました。

【実施概要】

調査対象	18歳以上の市民 2,000 名
調査方法	郵送による配布・回収
調査期間	令和元年 9 月 13 日から令和元年 9 月 30 日まで
回収結果	回収件数：683 件 回収率：34.2%

(3)ウェブアンケート

アンケート調査に加え、更に地域生活課題を把握するため、ウェブアンケートを実施しました。

【実施概要】

調査方法	インターネットによる回答
調査期間	令和 2 年 2 月 1 日から令和 2 年 3 月 31 日まで
回収結果	回収件数：51 件

(4)地域福祉に関するアンケート

地域福祉の担い手である民生児童委員（地区会長・副会長）及び町会長を対象にアンケート調査を実施しました。

【実施概要】

調査対象	① 民生児童委員 40 名（地区会長 16 名、副会長 24 名） ② 町会長 149 名
調査方法	会議等を通じて配布、回収は郵送
調査期間	① 令和 2 年 5 月 29 日から令和 2 年 6 月 26 日まで ② 令和 2 年 6 月 19 日から令和 2 年 7 月 10 日まで
回収結果	① 回収件数：34 件 回収率：85.0% ② 回収件数：98 件 回収率：65.8%

(5)専門職ヒアリング

介護や障害など福祉に関わる専門職を対象に、地域生活課題についてヒアリングを実施しました。

【実施概要】

実施日	ヒアリング対象
令和2年2月13日	介護支援専門員
令和2年5月29日	福祉各分野の相談支援事業者等
令和2年10月9日	福祉各分野の相談支援事業者等

(6)住民懇談会「しあわせな地域づくりワークショップ」

地域生活課題やその解決法などについて、参加者同士が主体的に話し合うことで今後の地域住民同士の支え合いのきっかけづくりとなることを目的に、地域福祉計画策定における市民参加の手法のひとつとして「しあわせな地域づくりワークショップ」を実施しました。

なお、コロナ禍においての取組であったため、オンライン会議ツール「Zoom」を利用しました。

【実施概要】

実施日	内容	参加者数
令和2年7月4日	テーマ別ワークショップ「子ども・子育て」	22名
令和2年7月8日	地区別ワークショップ「北西部」	13名
令和2年7月11日	テーマ別ワークショップ「防災」	17名
令和2年7月15日	地区別ワークショップ「中部」	14名
令和2年7月18日	テーマ別ワークショップ「観光」	26名
令和2年7月29日	地区別ワークショップ「南部」	13名
令和2年8月1日	テーマ別ワークショップ「相談窓口」	29名
令和2年8月5日	地区別ワークショップ「東南部」	16名

(7)講演会

地域福祉計画について多くの市民に知っていただくために講演会を実施しました。

【実施概要】

実施日	講演テーマ及び講師名
令和元年 1 1 月 7 日	「地域福祉計画とは？」 日本医療大学非常勤講師 大内 高雄 氏
令和元年 1 2 月 1 5 日	「地域共生社会を切り拓く」 厚生労働省大臣官房総務課広報室長 野崎 伸一 氏

(8)パブリックコメント

計画素案策定の段階で、市民から幅広く御意見をいただくため、パブリックコメントを実施しました。

7 計画の推進

(1)計画の周知・啓発

地域福祉を推進するためには、市民をはじめ、事業者、社会福祉協議会や市が、その方向性について共通認識を持つことが必要不可欠です。

そのため、ホームページなど様々な媒体により、また様々な機会を通して本計画の周知・啓発を行います。

(2)計画の進行管理と評価 ～小樽市地域福祉計画推進委員会の設置～

本計画を地域に関わる全ての人々の主体的な参加や協働のもとに推進していくためには、定期的に市民の意見を聞く場を設け、計画の達成度を評価し、一定期間で必要に応じ計画を見直すことが必要です。

そのため、市民、学識経験者、市内の福祉関連事業者の代表者などで構成する「小樽市地域福祉計画推進委員会」を設置し、各取組の分析、評価や見直すべき内容について意見交換を行います。

また、並行して「しあわせな地域づくりワークショップ」を開催し、より多くの市民から計画の評価について意見を聞くための場を設けます。

第2章 小樽市の現状

2 統計から見る小樽市の現状

(1) 少子高齢化や核家族化の進行

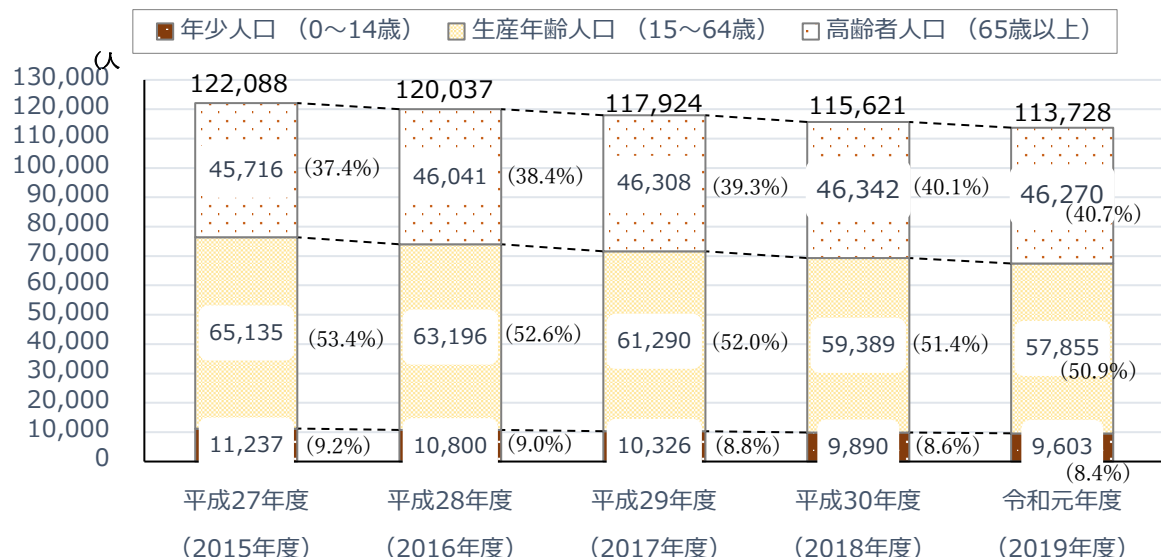
①人口

小樽市の人口は年 2,000 人程度の減少傾向にあり、2019 年度は 113,700 人となっています。人口推計を見ると、このまま減少傾向が続きます。3 区分別人口を見ると高齢者人口（65 歳以上）は増加傾向にありますが、生産年齢人口（15～64 歳）、年少人口（0～14 歳）は減少傾向にあります。

年齢 3 区分別人口の構成比の推移を見ると、年少人口（0～14 歳）、生産年齢人口（15～64 歳）は低下しており、高齢者人口（65 歳以上）は上昇しています。人口推計を見ると、2030 年には、年少人口は 7.3%まで低下し、高齢者人口は 43.9%まで上昇します。

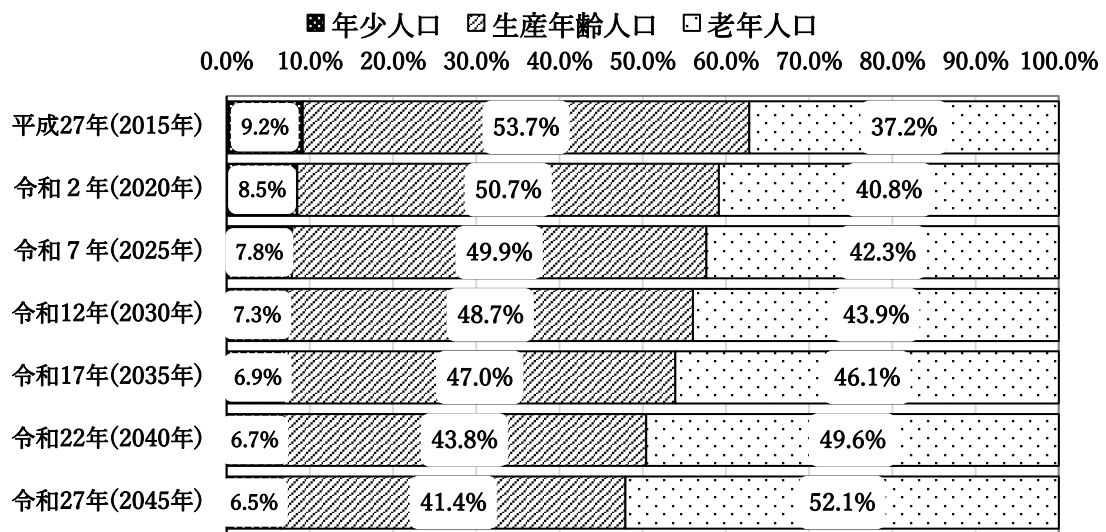
世帯数及び 1 世帯あたりの平均人員は年々減少しており、核家族化が進行しているものと思われます。

年齢区分ごとの人口の推移



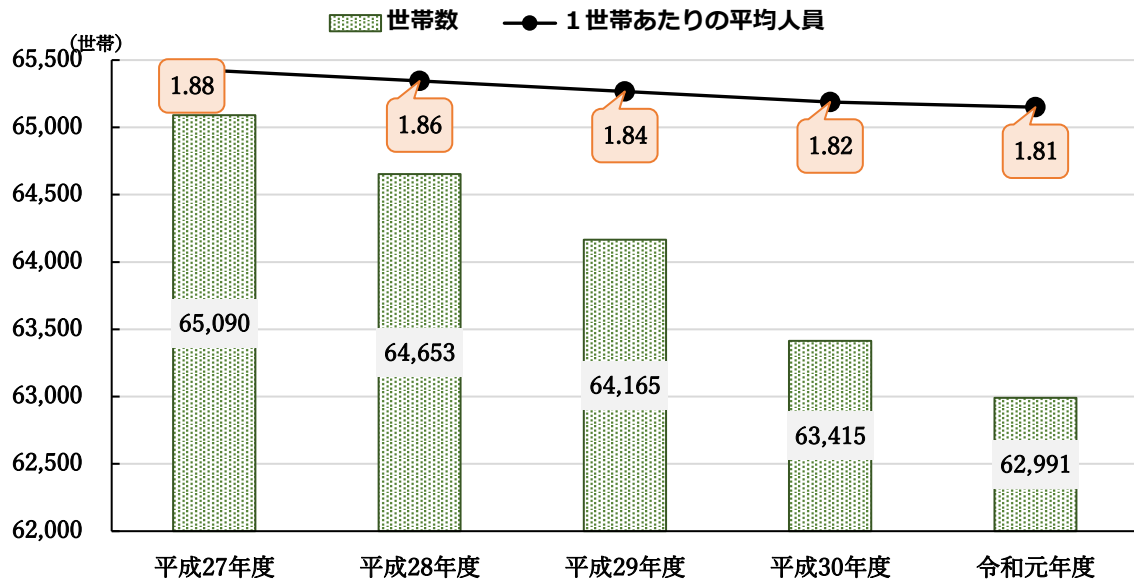
資料：住民基本台帳（各年度 3 月 31 日現在）

年齢3区分別人口割合の推移と将来推計



資料：小樽市人口ビジョン（国勢調査、国立社会保障・人口問題研究所）

世帯数及び平均世帯人員の推移

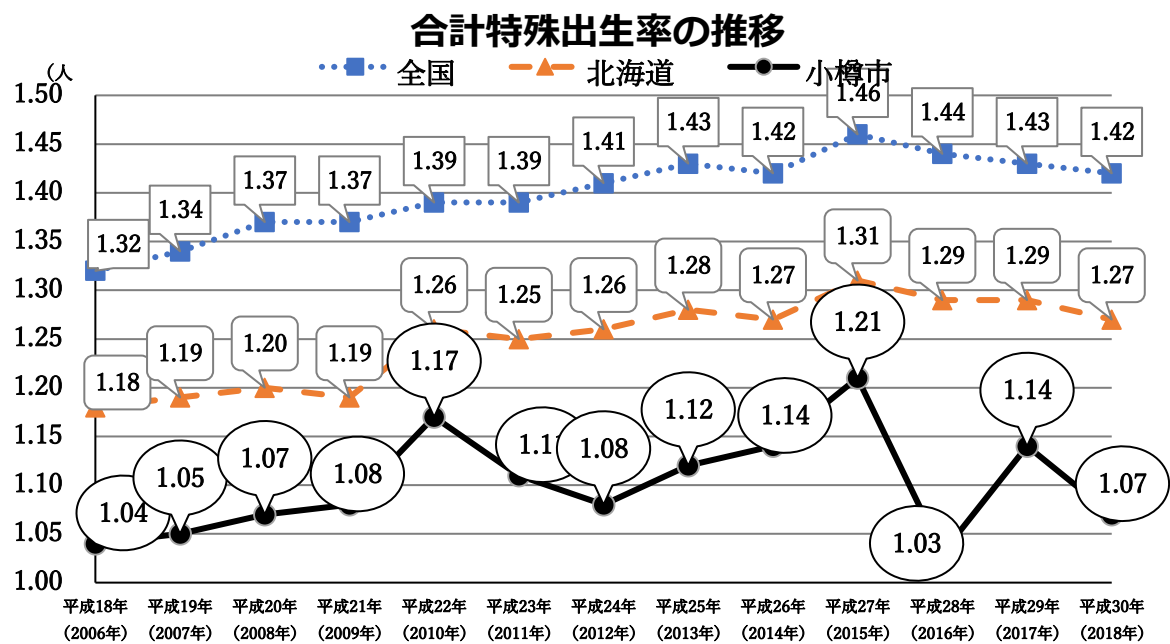


資料：住民基本台帳人口事由別異動調べ（動態調）

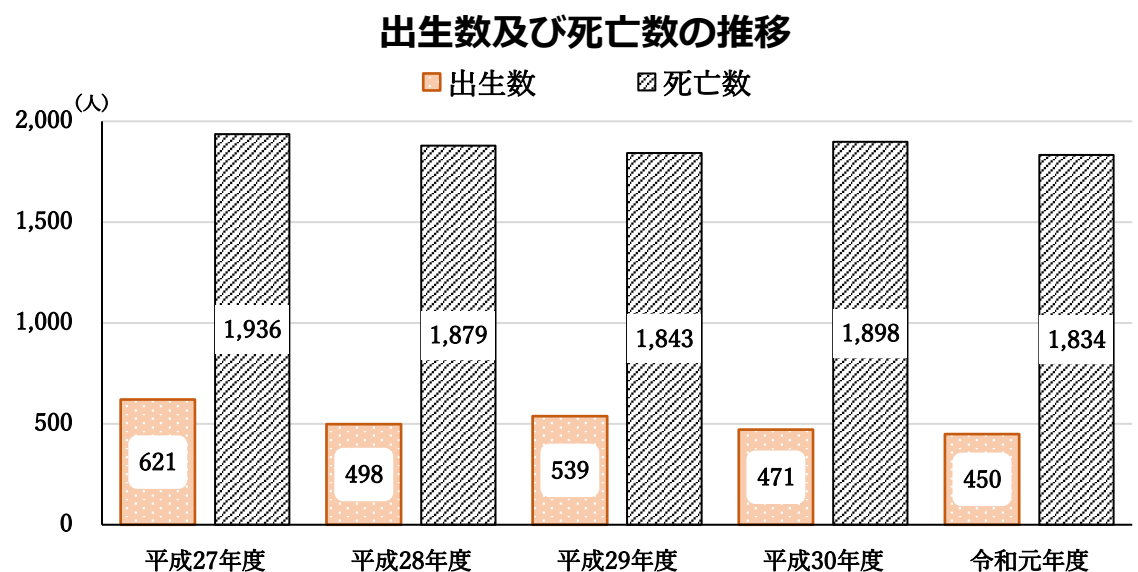
②合計特殊出生率・出生数

小樽市の合計特殊出生率は全国平均や北海道平均と比べても低く、2015年には1.21人でしたが、2018年には1.07人まで低下しています。

出生数は減少傾向となっており、2015年以降は500人を下回っています。



資料：小樽市の保健行政（平成31年度版）

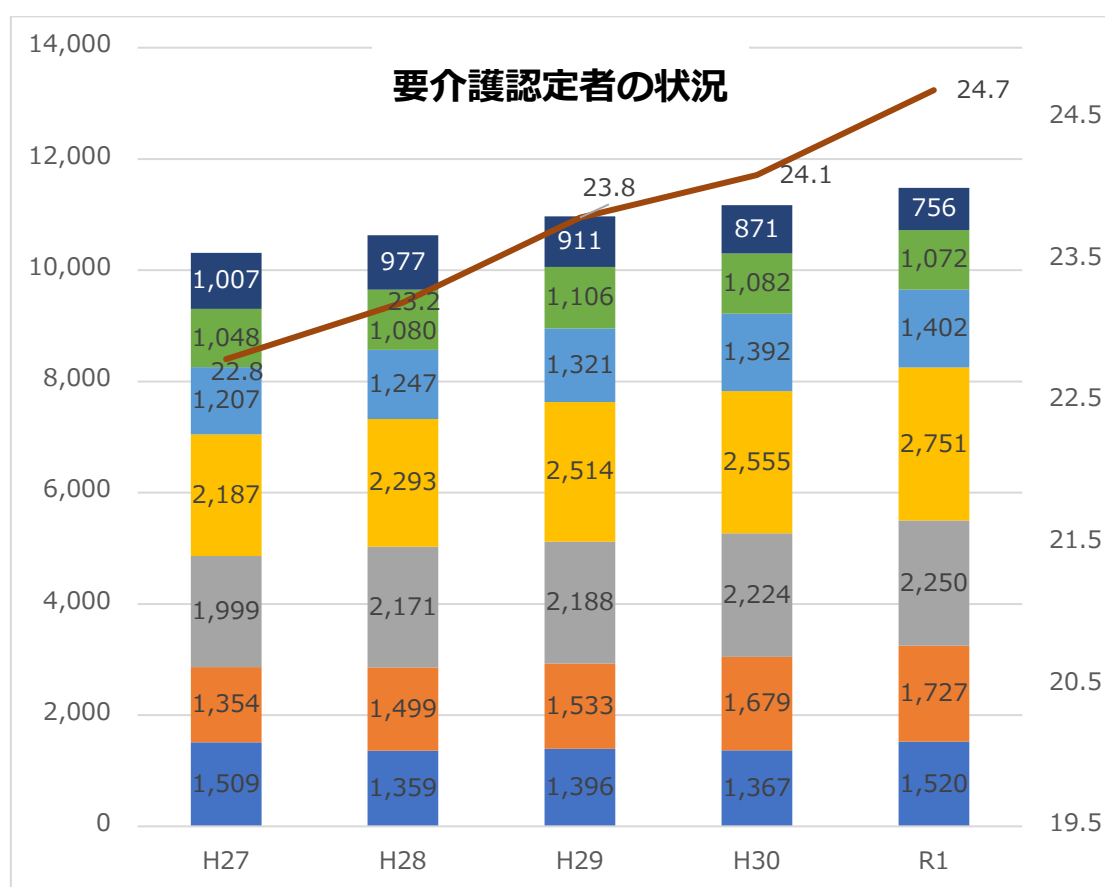


資料：住民基本台帳人口事由別異動調べ（動態調）

(2) 支援を必要とする人の状況

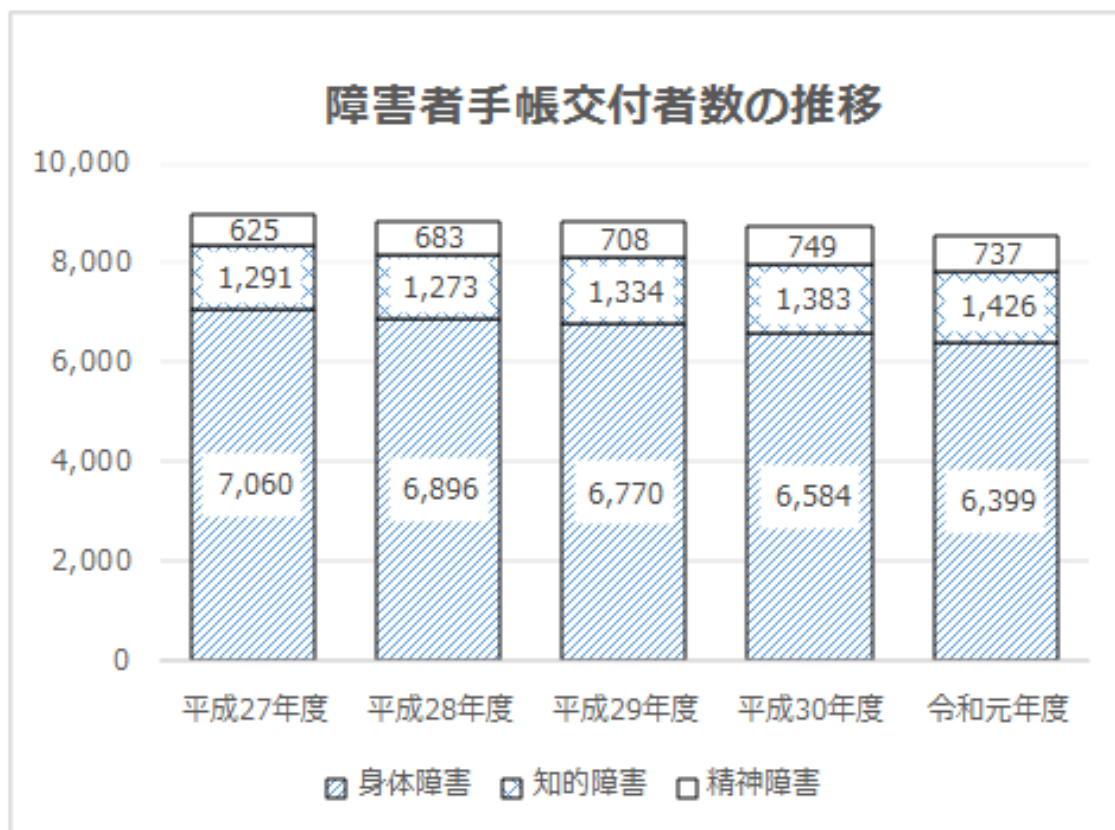
① 要介護認定者の状況

高齢化の進行に伴い、支援や介護を必要とする方は増加傾向にあります。第1号被保険者に対する要介護認定者の割合は、令和元年度では24.7%となり、約4人に1人が要介護認定を受けている状況です。



③ 障害者手帳所持者の状況

身体障害者手帳所持者数は減少傾向にありますが、療育手帳所持者（知的障害）及び精神障害者保健福祉手帳所持者は増加傾向にあります。



④ 生活困窮者などの状況

令和元年度末で生活保護を受給している人員は 4,563 人、世帯数は 3,557 世帯となっています。被保護人員、世帯数ともに減少傾向にあります。

生活保護に至る前の段階の様々な事情で生活にお困りの方の相談窓口として、平成 27 年度に開設しました小樽市生活サポートセンター「たるさぼ」の新規相談受付件数については、令和元年度は 227 件となっています。

生活福祉資金等貸付件数において、平成 27 年度のたるさぼ開設に併せて小樽市社会福祉協議会が生活困窮者自立支援資金貸付事業を開始しましたが、毎年一定程度の利用があり、生活困窮者の自立支援に寄与しています。

●被保護人員、世帯数

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
人員（人）	5,065	4,985	4,855	4,739	4,563
世帯数（世帯）	3,740	3,729	3,675	3,629	3,557
保護率					

●たるさぼの新規相談受付件数

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
相談受付件数	255	242	221	253	227

●生活資金貸付等件数

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
生活福祉資金	12	15	17	27	13
生活困窮者 自立支援資金	31	39	22	27	14
緊急生活救援資金	73	73	33	24	15

④権利擁護などの状況

成年後見制度における市長申立件数については、過去５年間で見ると増加傾向にはありませんが、今後認知症高齢者の増加が見込まれることから必要な方が適切に制度を利用できるような体制づくりが必要です。

また、社会福祉協議会では、権利擁護を目的とした事業として、日常生活自立支援事業やあんしんサービスを実施しています。日常生活自立支援事業は２０件程度で推移していますが、新たに始めたあんしんサービスが今後も増加していくことが想定されます。

高齢者虐待、障害者虐待、児童虐待の件数の推移については、はっきりとした傾向は読み取れませんが、これら虐待は問題が複雑化・多様化しており早期に発見し対応できるような体制を構築しておく必要があります。

●成年後見制度利用支援事業利用者等

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
市長申立件数	14	12	11	6	8
事業利用件数					

●日常生活自立支援事業及びあんしんサービス利用者

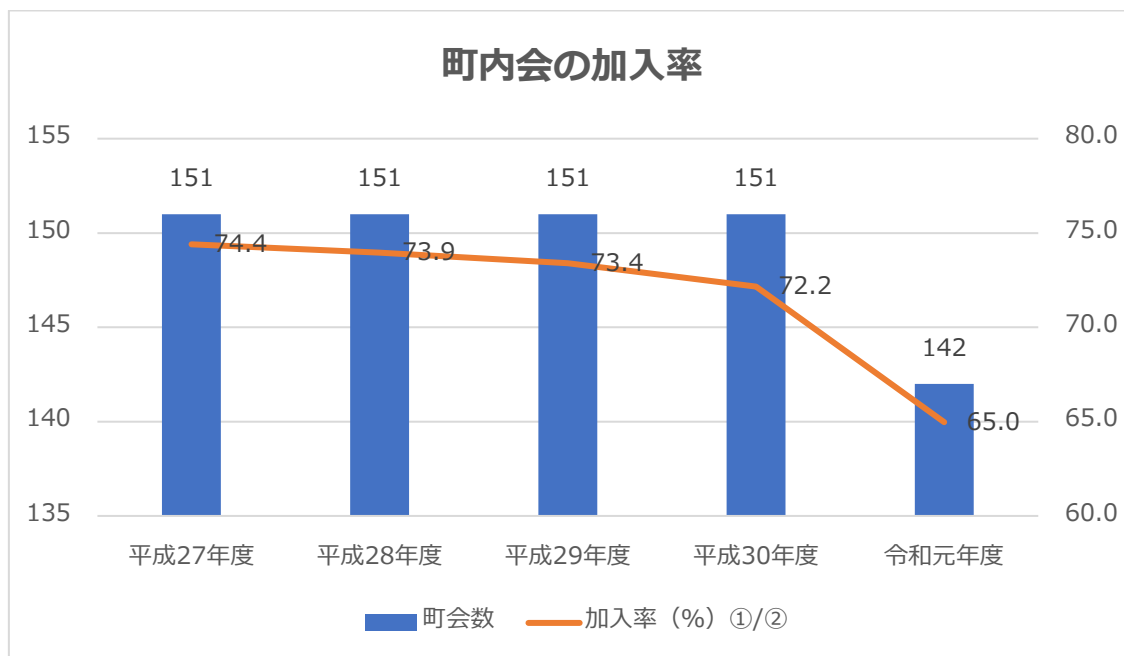
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
日常生活 自立支援事業	21	23	20	21	14
あんしんサービス	－	－	－	7	12

●高齢者虐待、障害者虐待、児童虐待の件数の推移（虐待疑いも含む）

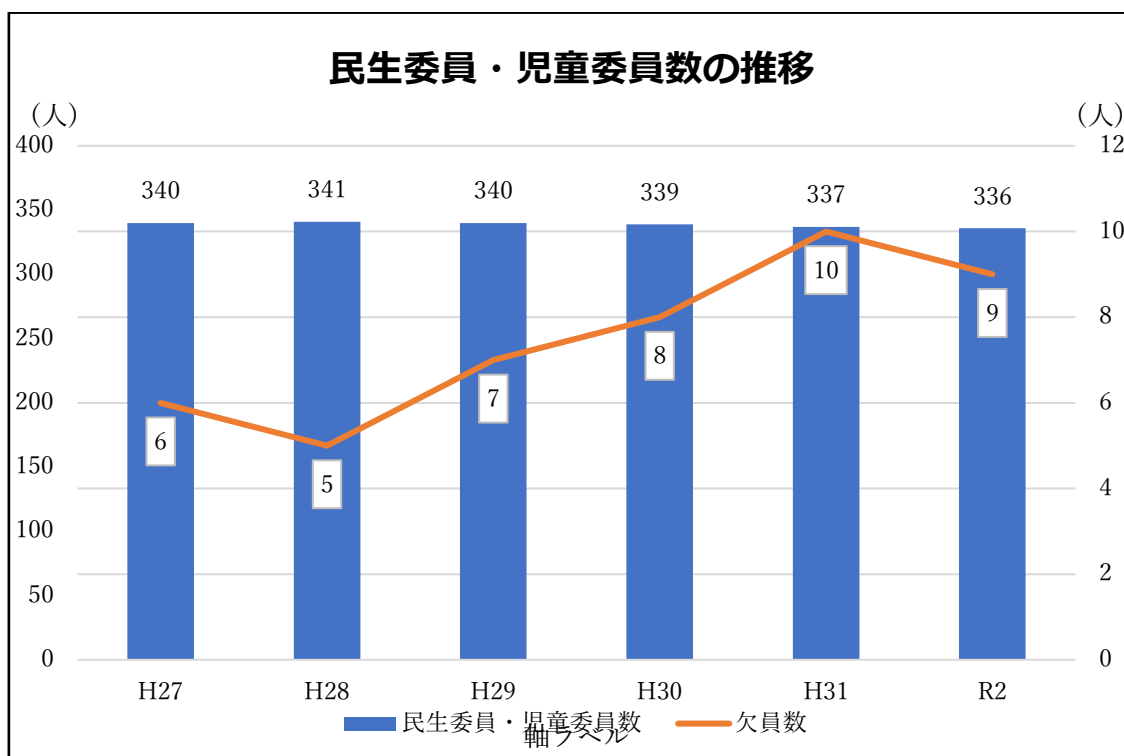
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
高齢者虐待	8	14	36	23	11
障害者虐待	17	8	12	14	12
児童虐待	46	29	92	117	103

(3) 地域団体などの状況

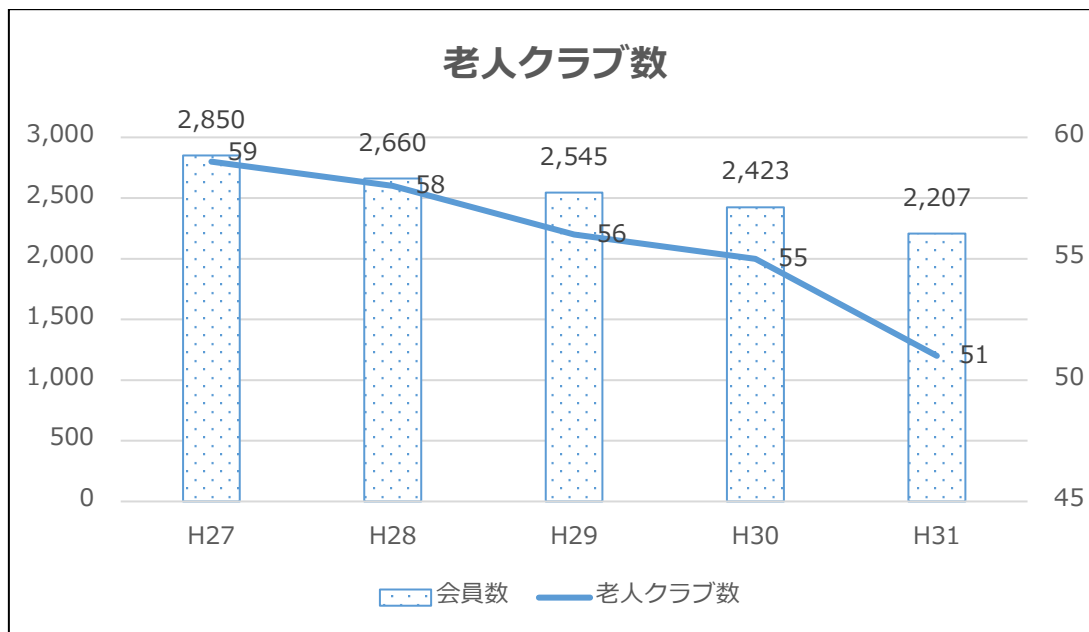
①町内会の加入率



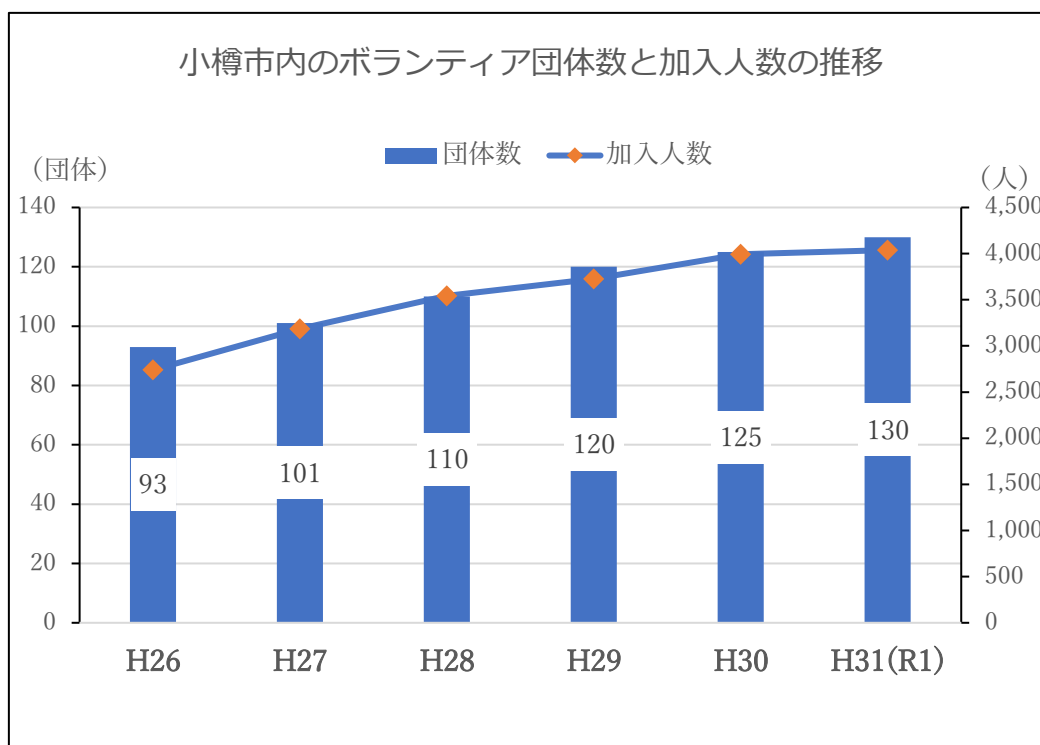
②民生委員・児童委員の活動件数



③ 老人クラブ数



④ ボランティアの登録状況



2 アンケート調査から見た小樽市の現状

(1) 地域での支え合いの状況

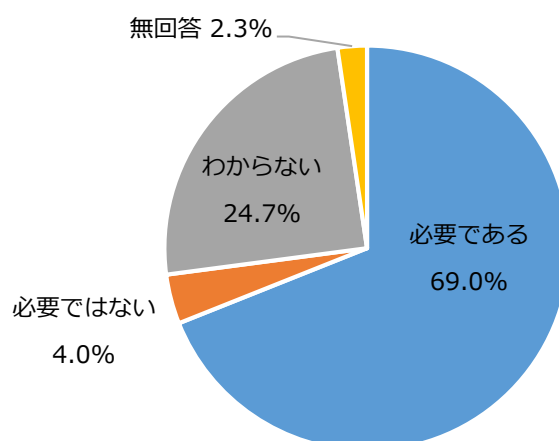
地域での支え合いについては、「必要である」との回答が多く、約7割を占めています。

また、地域での支え合いに必要なことについては、「気軽に集まれる場所づくり」が53.3%で最も多く、「支え合いの活動につないでくれたり、参加のきっかけを作ってくれる人の存在」が48.4%で次いでいます。

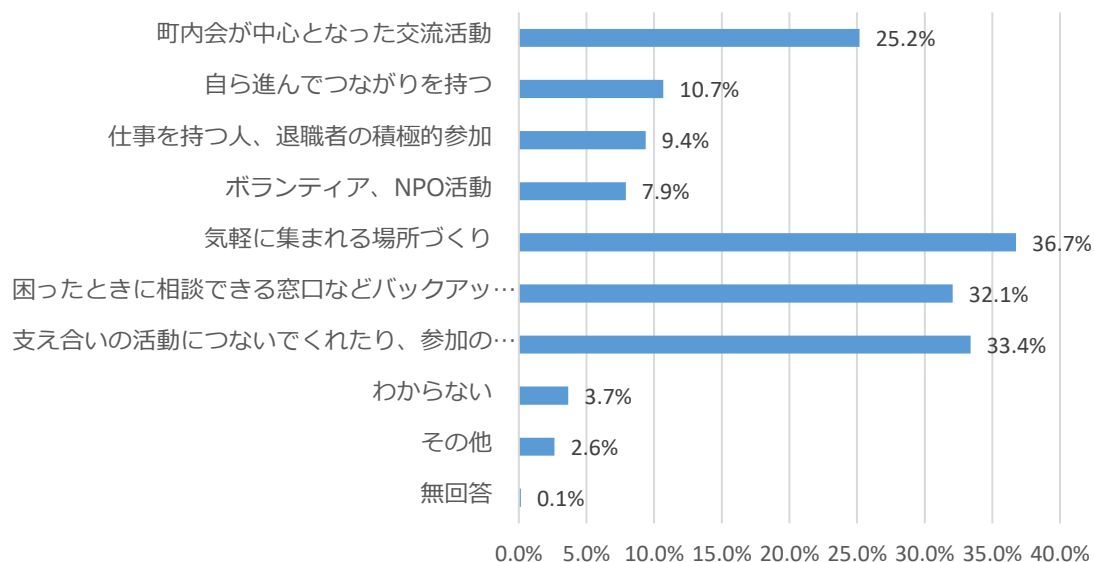
ご近所付き合いの程度については、「会えばあいさつをする程度」が41.6%で最も多く、「会えば立ち話をする程度」が29.6%で次いでいます。

近所の方を手助けできることについては、「安否を確認する、声かけ」が61.5%で最も多く、「話し相手になる」が32.4%で次いでいます。一方で、近所の方から手助けを受けたいと思うことについては、「特になし」(29.3%)を除くと、「災害時の避難支援や声かけ」が28.3%で最も多くなっています。

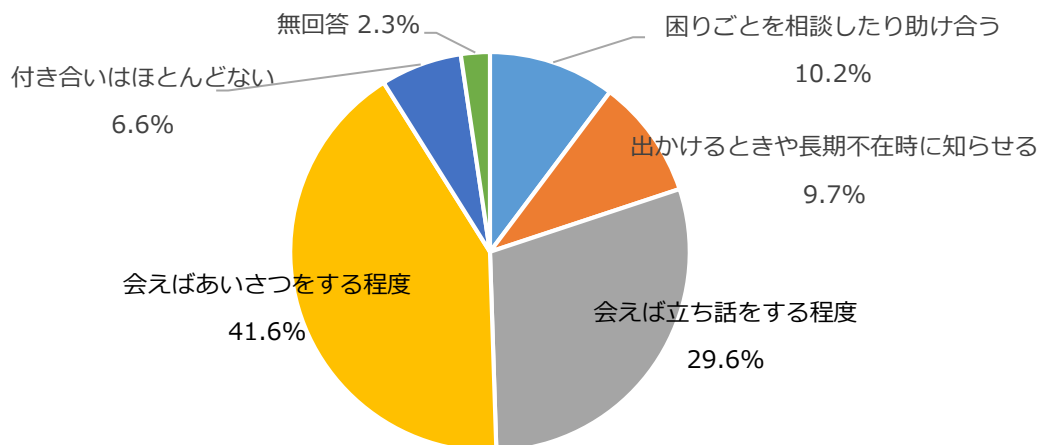
地域での支え合いの必要性



支え合いに必要なこと



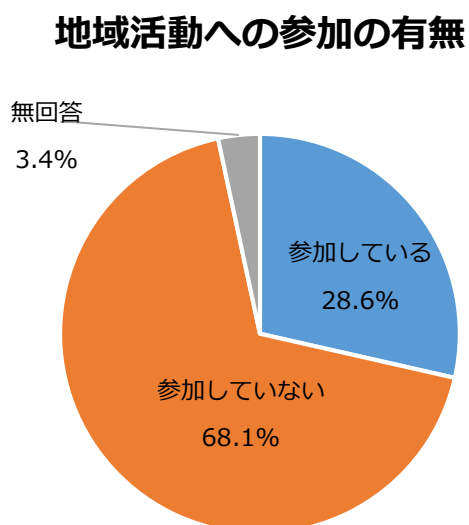
ご近所付き合いの程度



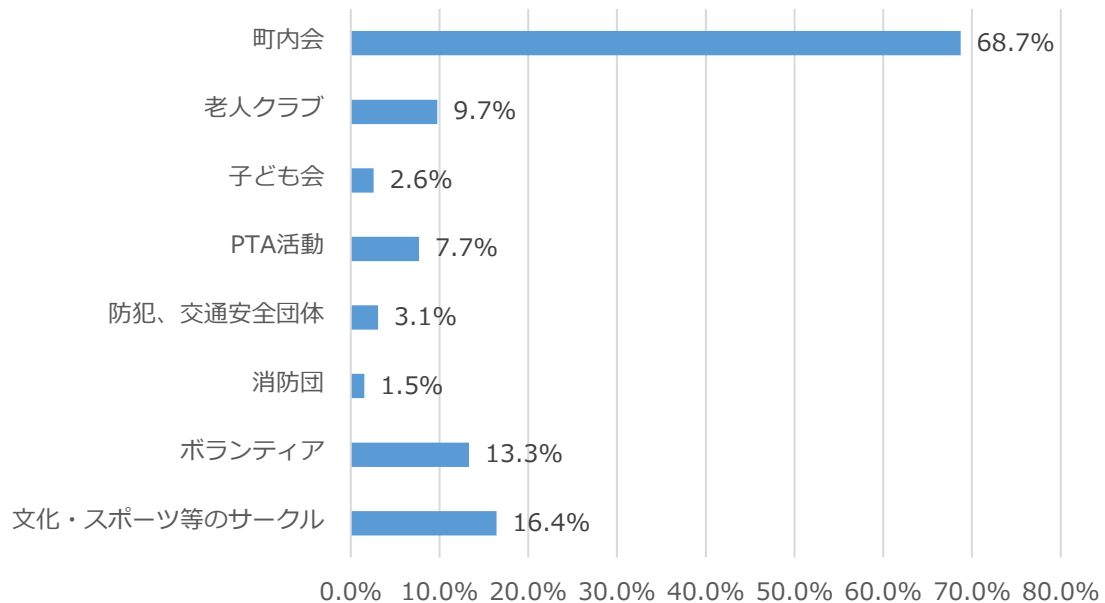
手助けできることと手助けを受けたいと思うこと

【後日グラフ挿入】

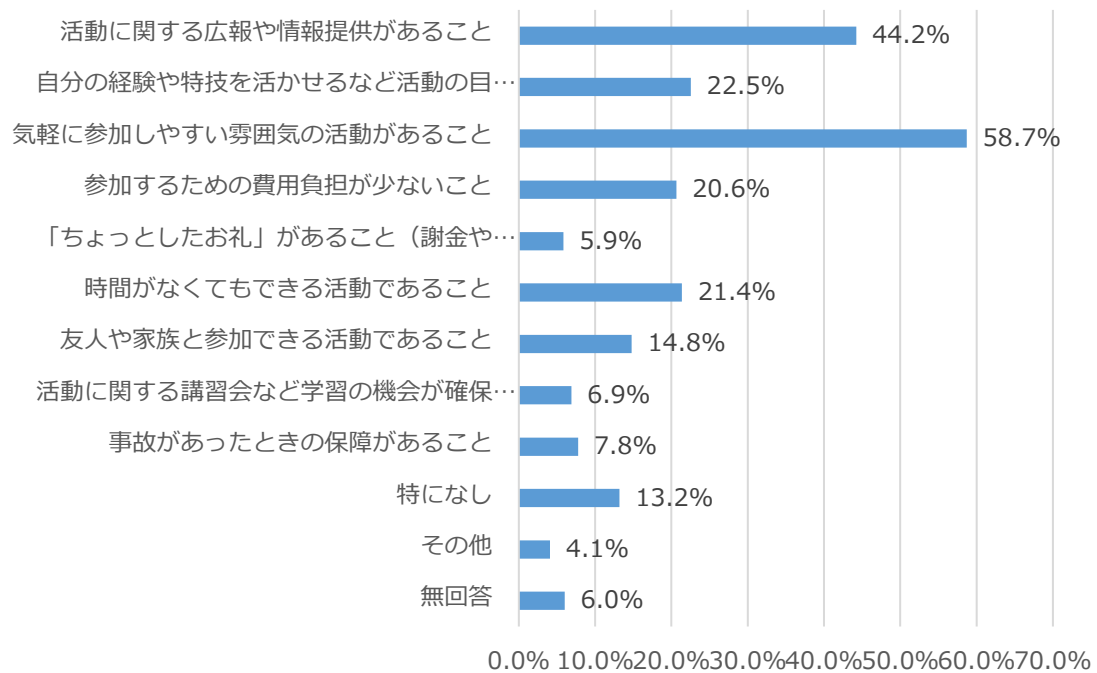
（２）地域活動への参加状況



活動内容

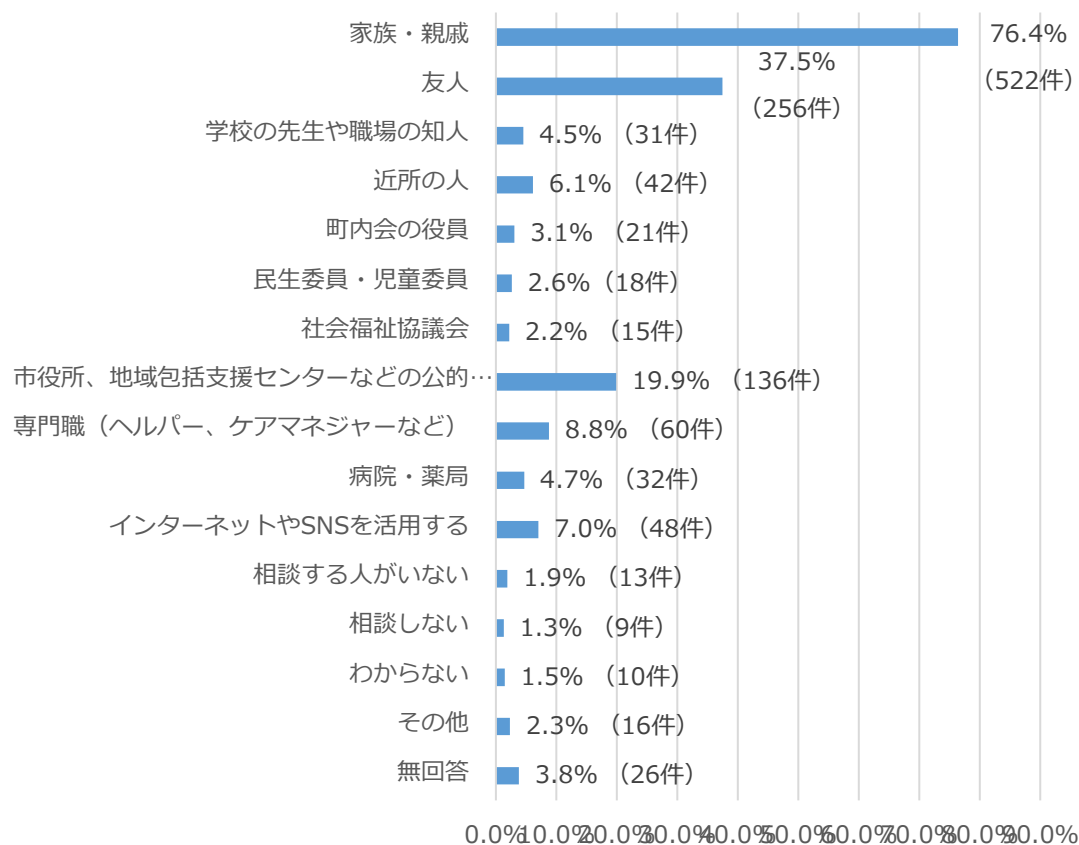


参加するために必要なこと

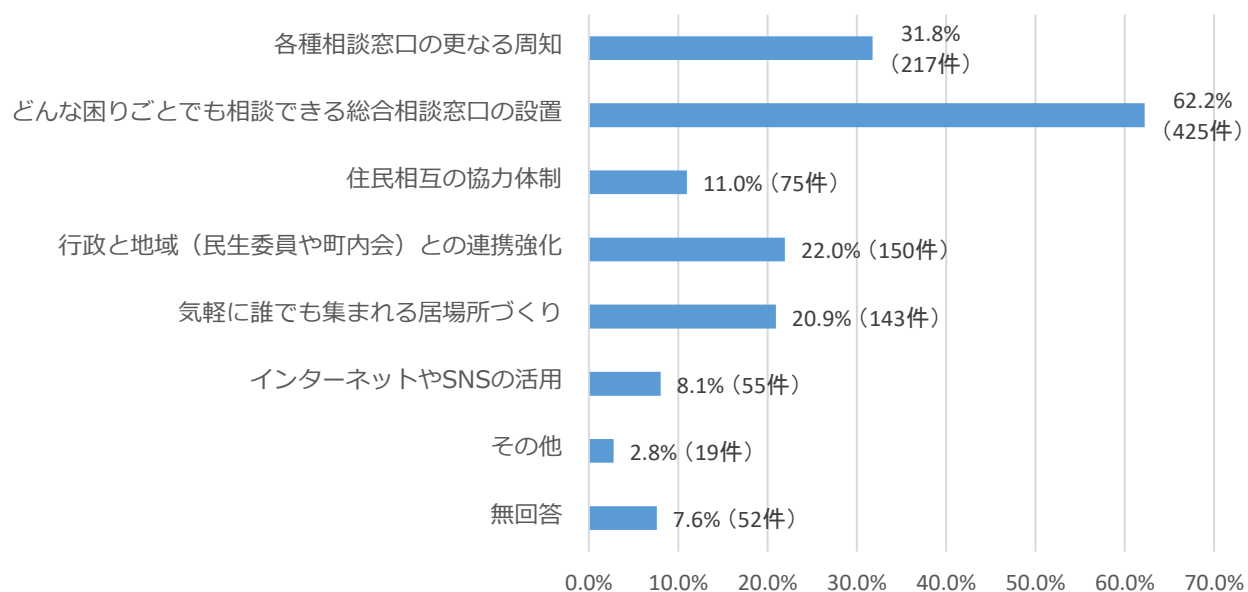


(3) 困りごとを解決するための相談について

相談したい人や場所

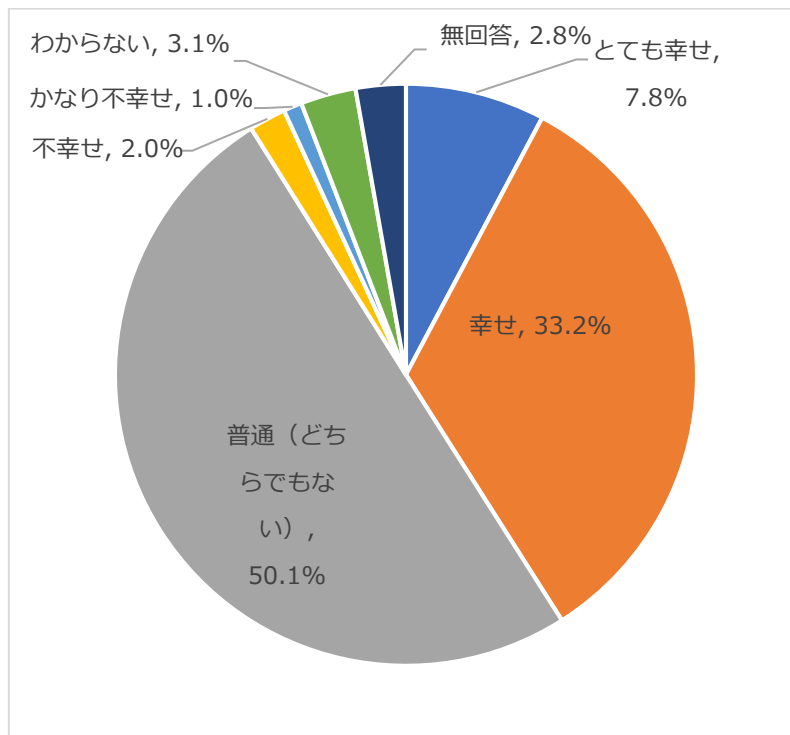


困ったときに相談しやすい環境づくり

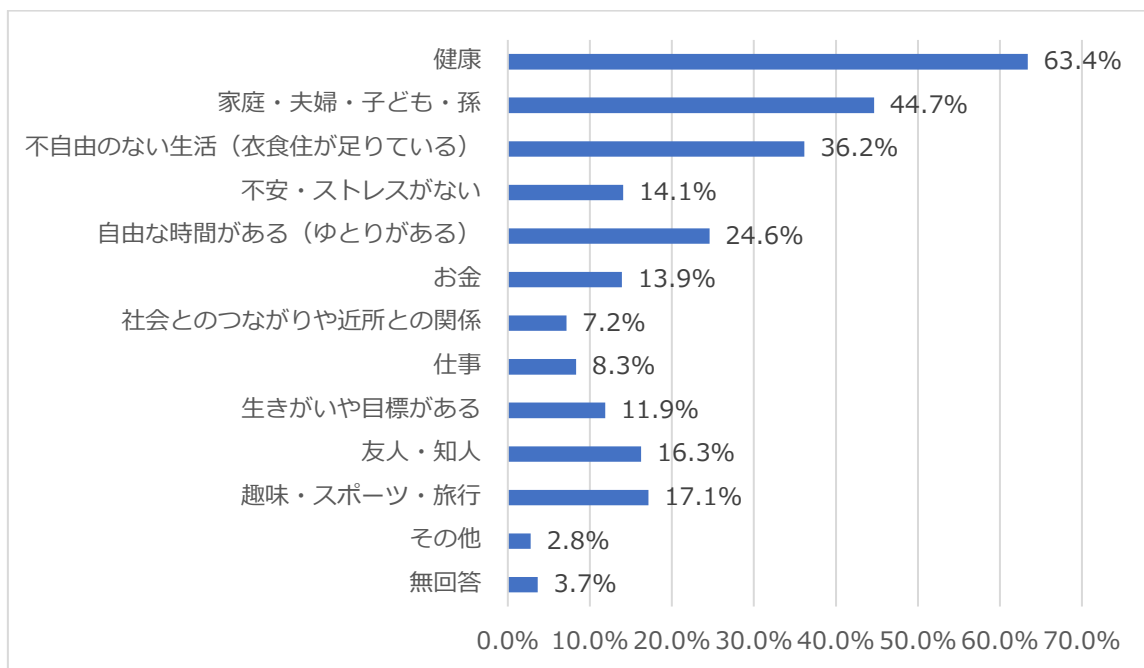


(4) しあわせな地域づくり

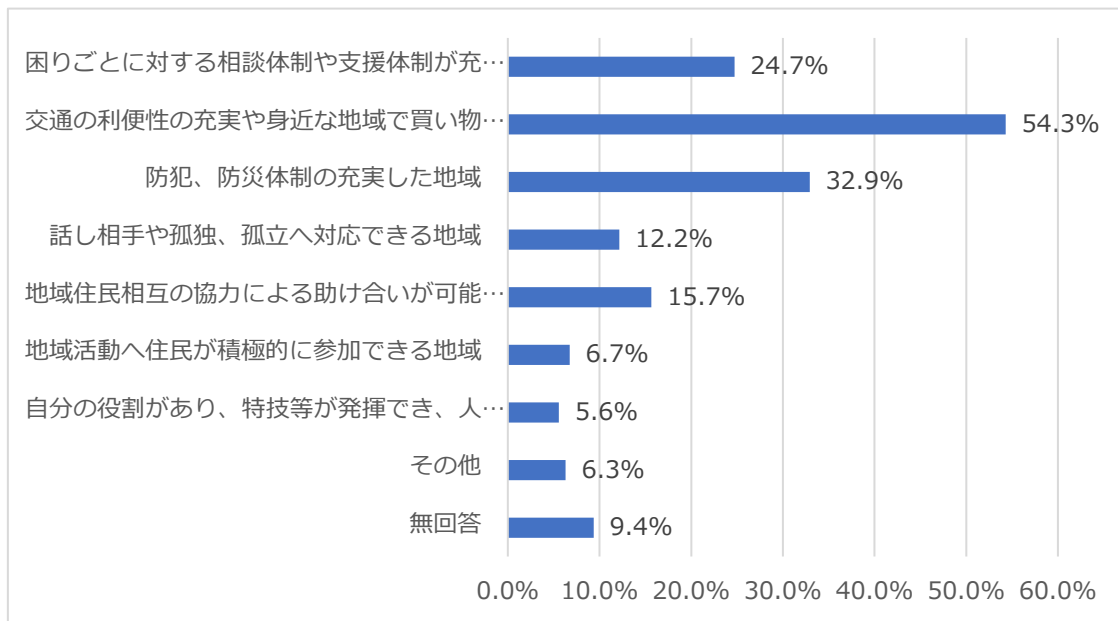
現在の幸福度



幸福度を感じる要因



どのような地域が望ましいか



3 これまでの地域福祉の取組

小樽市及び小樽市社会福祉協議会におけるこれまでの取組の概括は次のとおりです。

(1) 小樽市における取組

小樽市では、第7次小樽市総合計画基本計画 2-1 地域福祉 に基づき、地域福祉の取組を進めてきました。

施策の内容	住民相互の支え合いを目指した地域福祉活動の推進
主な取組	○市民主体の地域づくりのためのボランティア活動の支援 ○成年後見制度など権利擁護の推進、普及のための適切な情報発信と市民後見人を養成する取組

施策の内容	多様な課題解決に向けて連携する支援体制の構築
主な取組	○福祉、医療、介護などの複合的課題に対応可能な総合相談窓口の設置 ○買い物や移動に困難を感じている人への対策の検討 ○地域福祉計画の策定による地域課題の解決に向けた取組の推進 ★生活困窮者自立支援制度など、一人ひとりの状況に応じたセーフティネットの充実

施策の内容	支援が必要な方が外出しやすい環境づくり
主な取組	○高齢、障がい者等、支援を必要とする人が、安心、快適な生活ができるような心のバリアフリーの推進 ○バリアフリーマップの整備・周知による情報提供 ○公共施設等のバリアフリー化やユニバーサルデザイン化の推進

(3) 小樽市社会福祉協議会における取組

小樽市社会福祉協議会では、福祉のまちづくりを目指して、小樽市、福祉サービス提供者、ボランティア団体、NPOなど地域内の団体や地域住民等と連携し、地域福祉活動を進めてきました。

施策の内容	地域の方々が、支え合い、助け合い、協働でつくる地域福祉
主な取組	○小地域ネットワーク活動の推進 ○成年後見事業、日常生活自立支援事業、あんしんサービス事業など地域福祉権利擁護事業の推進 ○ボランティアの啓発、育成、普及などボランティア・市民活動事業の推進 ○独居高齢者等給食サービス事業、福祉除雪サービス事業など在宅サービス事業の推進

施策の内容	高齢者及び障がい者のQOLの向上
主な取組	○生活支援コーディネーター事業の実施 ○訪問介護事業の実施 ○居宅介護支援事業の実施 ○通所介護事業の実施 ○地域包括支援事業の実施 ○視覚障がい者等への情報提供事業の実施

施策の内容	生活困窮者の自立へ向けた支援
主な取組	○相談支援事業の実施 ○生活困窮者自立支援貸付事業の実施 ○生活困窮者物資支援事業の実施 ○緊急生活救援資金貸付事業の実施 ○生活福祉資金貸付事業の実施

施策の内容	指定管理制度による公共施設の管理
主な取組	○小樽市総合福祉センター（老人福祉センター、点字図書館、母子・父子福祉センター、とみおか児童館）の管理運営 ○小樽市塩谷児童センターの管理運営 ○小樽市いなきた児童館の管理運営

施策の内容	関係団体等との連携
主な取組	○小樽ボランティア会議との連携 ○小樽市民生児童委員協議会との連携 ○小樽市総連合町会との連携 ○小樽市老人クラブ連合会との連携 ○共同募金運動への協力 ○社会福祉法人懇話会「しあわせネットワーク・おたる」での活動

第3章 計画の基本的な考え方

1 地域福祉の課題

【つながりの希薄化、社会的孤立】

○地域において支え合いの基盤が弱まってきています。暮らしにおける人と人とのつながりが弱まる中で孤立し、生活に困難を抱えながらも誰にも相談できない、あるいは適切な支援に結びつかないことなどにより、課題が深刻化しているケースが増えています。

○暮らしにおける人と人とのつながりを再構築することで、孤立せずにその人らしい生活を送ることができるような社会にしていくことが求められています。

○また、「しあわせな地域づくりのための市民アンケート」の結果では、地域の住民同士が支え合うことが必要であると答えた方が全体の7割を占めました。

○こうした市民の意識からも、多様な世代の住民同士が交流できるきっかけをつくり、地域での顔の見える関係づくりが必要です。

○さらには、日常的なちょっとした困りごとを地域の支え合いで解決する仕組みや、地域で困りごとを抱えた人を見守ることができる仕組みなどを構築することにより、社会的孤立を防止する取組が求められています。

2 計画の基本理念

誰もが住み慣れた地域で自分らしく生き生きとしあわせに暮らしたいという気持ちを持っているのではないのでしょうか？

このような暮らしを実現するためには、一人ひとりが自分でできることに取り組みるとともに、支え手側と受け手側に分かれるのではなく、みんなが互いに支え合うことが重要であることから、本計画の基本理念を次のとおりとします。

**「お互いさま」と支え合い、
誰もがしあわせを実感できるまち おたる**

3 計画の基本目標

本計画の基本理念の実現を目指すため、次の3つの目標を掲げます。

○基本目標1 つながりを持てる地域づくり

地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域を共に創っていくことが必要です。地域で多世代が交流できる居場所づくりやボランティア活動などの推進に取り組みます。

○基本目標2 「助けて」と言える地域づくり

困ったときには周りに助けを求め、助けを求められたときには手を貸す、共に支え合う地域とするため、困りごとを抱えた方への支援や漏れのない相談支援体制づくりを進めます。

○基本目標3 安心して暮らせる地域づくり

住み慣れた地域で安心して暮らすためには、防災対策など緊急時への備えが欠かせないことから、災害時における支え合いの仕組みづくりや地域の防犯対策の構築などに取り組みます。また、除雪や買い物など生活環境の向上

を目指した取組も進めます。

4 施策の体系

基本理念

「お互いさま」と支え合い、誰もがしあわせを実感できるまち
おたる

基本目標1 つながりを持てる地域づくり

- 施策1 地域住民同士がつながるための拠点づくり
- 施策2 市民自らが小樽観光を楽しむための環境づくり
- 施策3 地域におけるボランティア活動の推進
- 施策4 町内会活動への参加促進
- 施策5 多様な世代のつながりづくり

基本目標2 「助けて」と言える地域づくり

- 施策6 困りごとを抱えた方への支援
- 施策7 地域で子どもを育てる環境の整備
- 施策8 漏れのない相談支援体制づくり
- 施策9 福祉サービスの適切な利用の促進
- 施策10 権利を擁護する取組の推進

基本目標3 安心して暮らせる地域づくり

- 施策11 空き家対策及び居住支援の充実
- 施策12 災害時における支え合いの仕組みづくり
- 施策13 雪との共生
- 施策14 持続可能な買い物支援の実現
- 施策15 地域の防犯体制の構築及び推進

第4章 基本目標ごとの取組

【基本目標1】 つながりを持てる地域づくり

1 現状と課題

- 地域の居場所づくりは着実に進んでいる反面、参加者が自ずと限定される場合も多く、多世代の交流が行われていないなどの課題があります。

- 主に観光客が訪問する区域と市民生活の場が分かれており、市民が小樽観光の魅力を知る機会が少ないことから、市民が小樽の魅力を再認識し、観光振興に積極的に参加できる環境づくりが必要です。

（小樽市観光基本計画との連携）

- 「しあわせな地域づくりのための市民アンケート」において地域活動の参加状況を尋ねたところ、ボランティア活動の参加率は13.3%とまだまだ低い状況であることから、ボランティア活動に参加したい意向を持ちながらも参加していない人を実際の活動に結びつけるための取組が求められています。

- 「しあわせな地域づくりワークショップ」や町会長を対象とした「地域福祉に関するアンケート」において、町内会には若い世代の担い手がおらず、その継続を危ぶむ声が多く聞かれました。そのため、町内会の重要性を再認識し、その活動の活性化に向けた取組が必要です。

- 内閣府が推進する「まち・ひと・しごと創生総合戦略」においても、誰もが活躍できる地域に向けて、「多世代交流」が注目されています。様々な場面において様々な世代の人たちがつながるための仕組みが必要です。

2 今後の取組

施策1 地域住民同士がつながるための拠点づくり

【具体的な取組】

- 📍 居場所づくりの推進
- 📍 世代間交流の充実

市民一人ひとりが取り組むこと

- ☺ あいさつや声かけ等を積極的に行います。
- ☺ 隣近所にどんな人が住んでいるのかなど自分の地域についてもっと「知る」ことを意識します。

地域が取り組むこと

- ☺ どのような居場所が自分たちの地域にあれば望ましいかをみんなで考えます。
- ☺ 様々な世代が居場所（づくり）に参加できるように努めます。

事業者や団体等が取り組むこと

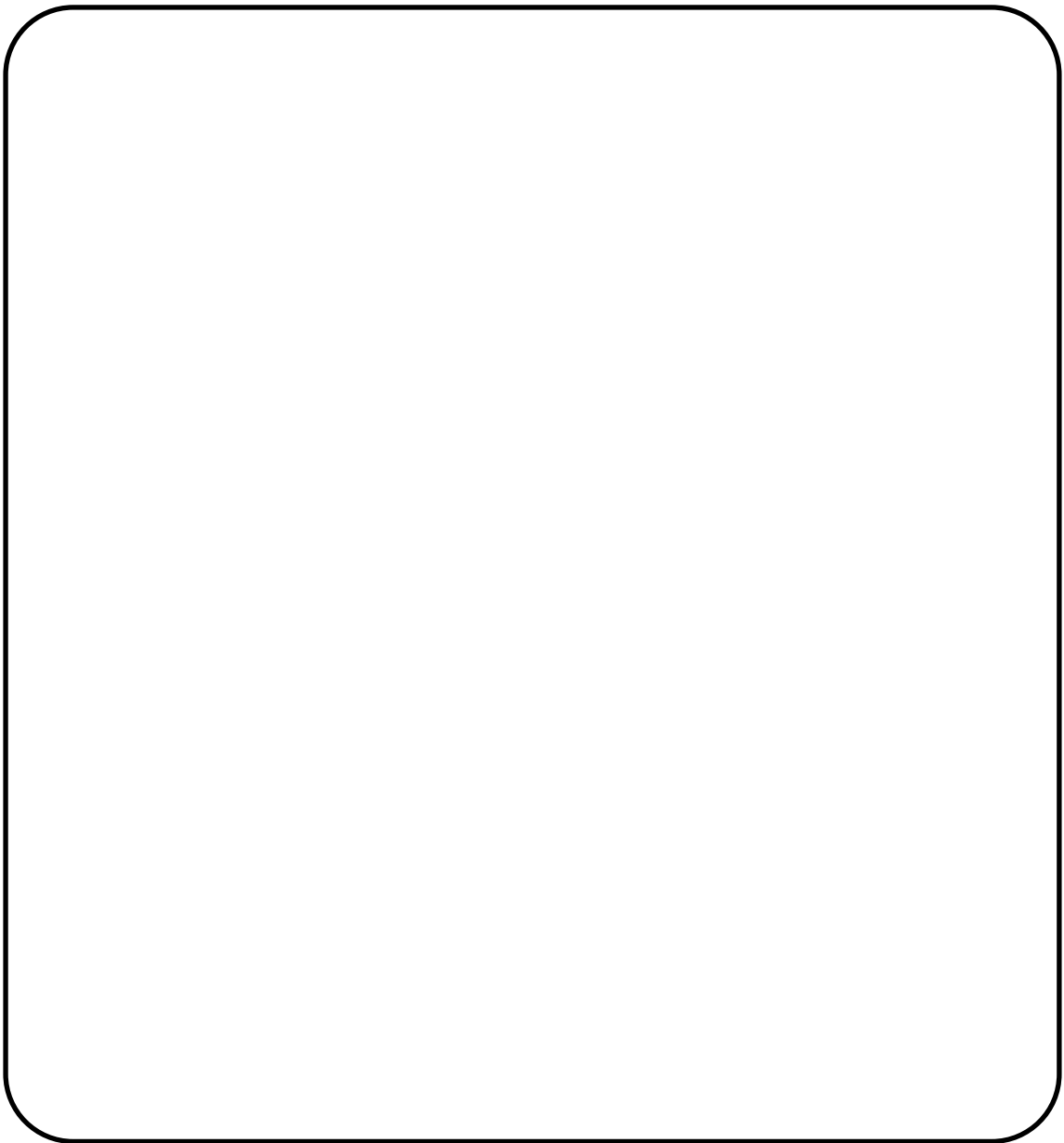
- ☺ 地域の居場所づくりや運営に積極的に関与します。
- ☺ 居場所を運営している方などへ活動場所の提供などの協力を行います。

行政が取り組むこと

- ☺ モデル地区を選定し共生型常設型の居場所立ち上げを目指します。
- ☺ 居場所の立ち上げに多くの方が関われるよう SNS 等なども用いて情報発信を行います。

社会福祉協議会が取り組むこと

- ☺ 地域住民が主体となった居場所の立ち上げに向け、先行事例の紹介や助言などを行います。
- ☺ 様々な居場所を運営している方たちのネットワークづくりに努め、互いの交流を促進します。



施策 2 市民自らが小樽観光を楽しむための環境づくり

【具体的な取組】

- 👉 小樽ファン（仲間）を増やす
- 👉 市民と観光客の交流推進

市民一人ひとりが取り組むこと

- ☺ 道に迷っている観光客などに積極的に声をかけます。
- ☺ 観光地へ出向き小樽の良さ（魅力）を SNS 等で発信します。

地域が取り組むこと

- ☺ 地域ぐるみでおもてなしの心を持って観光客を迎えます。
- ☺ 地域の魅力を再認識し、多くの人たちで共有します。

事業者や団体等が取り組むこと

- ☺ 子どもから高齢者まで小樽観光に対する市民理解の向上に努めます。
- ☺ デジタルデータによるリアルタイムでの情報提供の促進に努めます。

行政が取り組むこと

- ☺ 小樽の歴史・文化・芸術（小樽の文化遺産）を活用した体験プログラムを構築し、市内外の参加者が楽しみながら地域の価値等を改めて発見する機会を提供します。
- ☺ 市民が観光ガイドを行う機会の提供などにより小樽の魅力を共有する取組を充実します。

社会福祉協議会が取り組むこと

- ☺ 観光ボランティアの活動を市民に周知し、その輪を広げます。
- ☺ 観光ボランティアのネットワーク化を進め、互いの情報交換などにより小樽の魅力再発見に向けた取組を進めます。

施策３ 地域におけるボランティア活動の推進

【具体的な取組】

- ☞ ボランティア活動への理解促進
- ☞ ボランティア活動に取り組みやすい環境の整備

市民一人ひとりが取り組むこと

- ☺ 研修会などに参加し、ボランティア活動への理解を深めます。
- ☺ 自分の趣味や得意分野を活かして、ボランティア活動に積極的に参加します。

地域が取り組むこと

- ☺ 定年退職された方などにボランティア活動に参加するよう働きかけます。
- ☺ 様々なボランティアを積極的に受け入れます。

事業者や団体等が取り組むこと

- ☺ 地域社会の一員として、ボランティア活動へ取り組みます。
- ☺ 従業員にボランティア活動への参加を促します。

行政が取り組むこと

- ☺ 市社会福祉協議会と連携しボランティアに関する情報を発信します。
- ☺ ボランティア活動の促進を目的としたボランティアポイント制度などの仕組みづくりについて検討を行います。

社会福祉協議会が取り組むこと

- ☺ ボランティアセンターにおいて、ボランティアとして活動したい人とボランティアを必要としている人や団体とのマッチングを行います。
- ☺ ボランティア活動に参加するきっかけづくりのための研修会を開催するとともに、ボランティア体験の場などの情報を発信します。

施策 4 町内会活動への参加促進

【具体的な取組】

- ☞ 町内会への理解促進
- ☞ 町内会活動の活性化

市民一人ひとりが取り組むこと

- ☺ 町内会の活動について関心を高めます。
- ☺ 各種行事への子どもの参加を促進します。

地域が取り組むこと

- ☺ 地域へ引っ越してきた方に町内会加入のメリットを伝えます。
- ☺ 町内会のあり方を話し合う機会を作ります。

事業者や団体等が取り組むこと

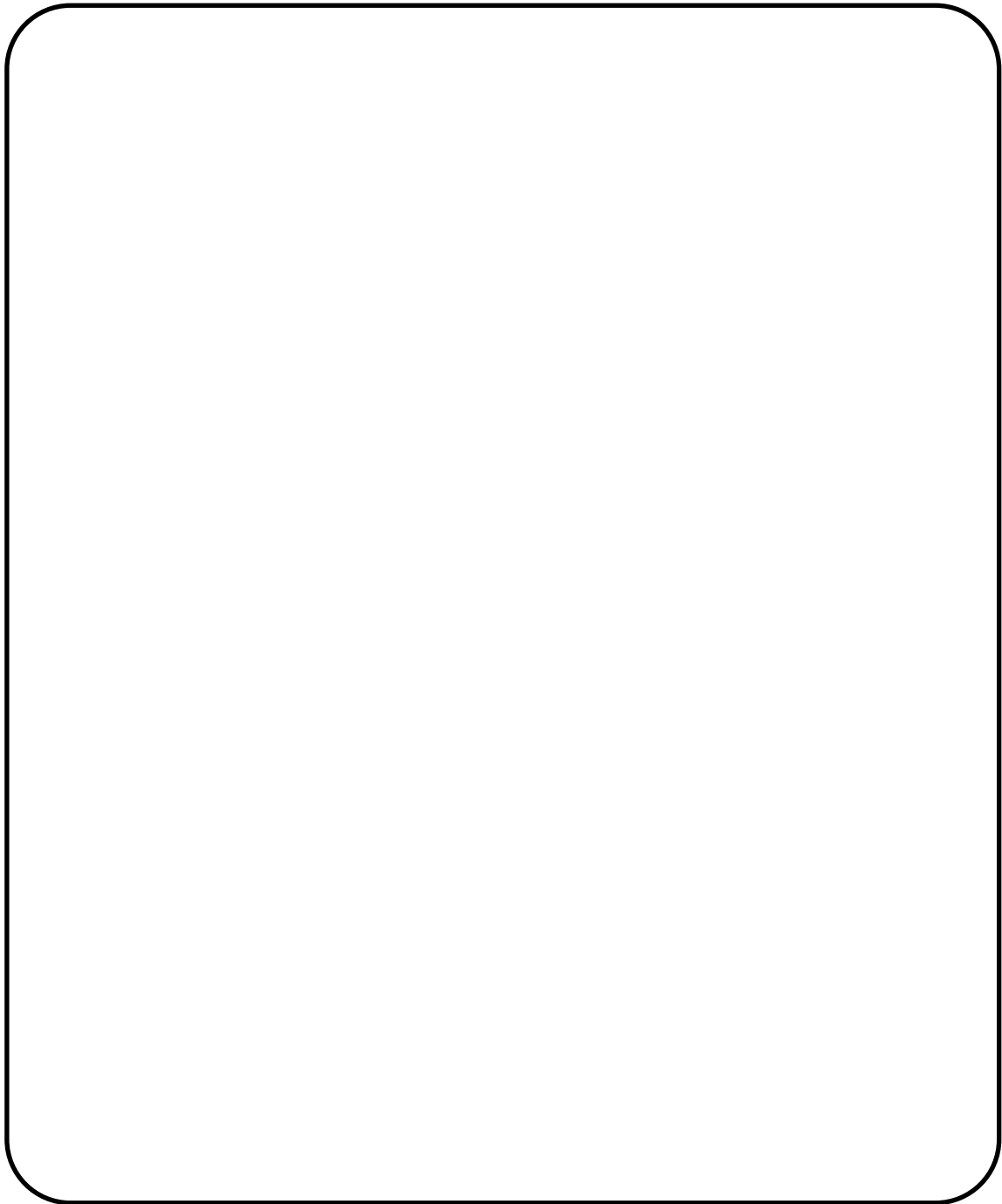
- ☺ 従業員に対し地域コミュニティや共助の重要性を啓発します。
- ☺ 町内会の行事等への協力を通じて、従業員の地域活動への参加意識を高めます。

行政が取り組むこと

- ☺ モデル町会を選定し、町内会活動に若い世代が参加できるように努めます。
- ☺ 小樽市総連合町会と共に町内会活動の情報発信について検討を行います。

社会福祉協議会が取り組むこと

- ☺ 町内会が行うサロン活動や見守りなどの活動を支援します。
- ☺ 小地域ネットワーク活動集を作成し、取組を多くの方に周知します。



施策5 多様な世代のつながりづくり

【具体的な取組】

- 📍 世代を問わず情報入手できる環境の整備
- 📍 世代間交流の充実

市民一人ひとりが取り組むこと

- ☺ 各種必要な情報を積極的に入手するよう努めます。
- ☺ 地域の様々な行事には、隣近所や友人同士で誘い合うなどして参加します。

地域が取り組むこと

- ☺ 地域では防災訓練など人が集まり交流できる場を設け、参加を広く呼びかけます。
- ☺ 地域で住民同士の顔の見える関係を築くため、積極的に声を掛け合います。

事業者や団体等が取り組むこと

- ☺ 事業者や団体同士も積極的に交流します。
- ☺ 地域住民と交流を深めるための機会を確保します。

行政が取り組むこと

- ☺ 多様な媒体を活用した効果的な情報発信に努めます。
- ☺ 行政が行う各種イベントなどで参加者同士の交流が図れるよう工夫します。

社会福祉協議会が取り組むこと

- ☺ 小・中・高校生のボランティア活動の発表の場に多様な世代の地域住民を招待し、交流を促進します。
- ☺ 多様な世代が集う地域食堂やサロン活動などにより、世代を超えたコミュニケーションが図れる環境づくりを支援します。

【基本目標 2】 「助けて」と言える地域づくり

1 現状と課題

- 高齢化や単身世帯の増加に伴い、相談する家族や友人もなく自分だけで困りごとを抱えてしまう場合があります。地域で支援が必要な人を把握し、適切に支援へつなぐことにより社会的孤立を防ぐことが求められます。また、平成 28 年 12 月に「再犯の防止等の推進に関する法律」が施行され、犯罪をした者等が社会に円滑に適応できるような取組が必要となっています。
- 子育て中の親は、地域の子育てに対する無関心さ、育児に対するプレッシャーや身近に相談できる相手がいない不安などを抱えており、親の孤立が原因で虐待に及ぶケースもあります。そのため、子育て中の親が孤立を感じることなく、不安や悩みを抱えても支援につながるような環境づくりが必要です。
- 「しあわせな地域づくりアンケート」にて困ったときに相談しやすい環境づくりについて尋ねたところ、「どんな困りごとでも相談できる総合相談窓口の設置」が 62.2%で回答として最も多かったことから、市民にとってわかりやすく、かつ漏れの無い相談支援体制を構築することが求められます。
- 制度が分からないため、必要な福祉サービスを利用できない人が存在していることから、福祉サービスに関する情報を適切に発信する工夫が必要です。また、制度の対象とならず制度の狭間にある人への対策も求められます。
- 高齢者、障がいのある人及び子どもへの虐待や配偶者等からの暴力（DV）が社会問題となっており、これら虐待等を防止する取組が必要です。また、認知症などで判断能力が不十分な方を対象とした成年後見制度について、本人の権利擁護の観点から利用を促進する取組を進めます。

2 今後の取組

施策6 困りごとを抱えた方への支援

【具体的な取組】

- ☞ 困っている方の自立に向けた支援の充実
- ☞ 社会的孤立の解消

市民一人ひとりが取り組むこと

- ☺ 「困ったな」と思ったら、ひとりで抱え込まないですぐ相談します。
- ☺ 支援が必要な人に気付いたら、身近な民生児童委員などに速やかに相談します。

地域が取り組むこと

- ☺ 日頃から地域で声を掛け合い、困っている人を孤立させないようにします。
- ☺ 地域の様々な困りごとや課題を話し合ってみます。

事業者や団体等が取り組むこと

- ☺ 職場見学、就労体験や認定就労訓練事業※などの就労支援に協力します。
- ☺ 支援を目的としたネットワークや会議等に積極的に参加します。

行政が取り組むこと

- ☺ 社会的に孤立し、自ら SOS を発信することができない方などの把握に努めるとともに、解決が難しい課題を抱えている場合などは多機関の協働による支援の調整を行います。
- ☺ 犯罪をした者等が社会復帰する際に孤立することなく地域社会の一員として生活を送ることができるよう様々な取組を推進します。
(再犯防止に関する取組は48ページ)

社会福祉協議会が取り組むこと

- ☺ 地域における支援体制の充実に向けて、民生委員・児童委員との連携を深めます。
- ☺ 継続的に地域生活課題を把握するための会議を開催します。

再犯防止に関する取組

犯罪をした者等が、円滑に社会の一員として復帰することができるようにすることで、市民が犯罪による被害を受けることを防止し、安全で安心して暮らせる社会の実現に寄与することから、再犯防止に関する取組を下記のとおり行います。

① 再犯防止に関する周知啓発

犯罪や非行の防止と立ち直りを支援する取組である「社会を明るくする運動」などを通じて、再犯防止に関する地域の理解促進を図ります。

② 更生保護団体等への活動支援

更生保護に携わる保護司会や更生保護女性会などの活動を支援するとともに、更生保護活動の広報や周知に取り組みます。

③ 更生保護関係機関との連携

更生保護に関する保護観察所との情報交換を行うとともに、再犯防止に関する研修をはじめとした各種取組を相互の協力、連携の下で実施します。

④ 就労・住居の確保等の支援

犯罪をした者等が地域で生活できる環境を整えるために、就労・住居の確保等に向けた相談体制を構築します。

⑤ 福祉サービスの利用促進

支援を必要とする方が適切に福祉サービスを利用できるよう関係機関との連携を強化します。

施策 7 地域で子どもを育てる環境の整備

【具体的な取組】

- ☞ 子どもが地域の大人と触れ合う機会の確保
- ☞ 「孤育て」の防止

市民一人ひとりが取り組むこと

- ☺ 地域の子どもにできる範囲で声かけやあいさつをします。
- ☺ 子育て中の方は周りに SOS をどんどん出します。

地域が取り組むこと

- ☺ 子育て世帯を地域で温かく見守ります。
- ☺ 地域の行事などに多くの子どもが参加できるよう工夫します。

事業者や団体等が取り組むこと

- ☺ 子育てしながら働きやすい環境づくりをします。
- ☺ 事業主は一般事業主行動計画を策定し、推進に努めます。

行政が取り組むこと

- ☺ 子育て世代のワンストップ相談拠点として開設した「子育て世代包括支援センターにここにこ」の周知に努めます。
- ☺ 要保護児童対策地域協議会の構成団体との連携を密にし、地域における子育て世帯の見守り体制を強化します。

社会福祉協議会が取り組むこと

- ☺ 支援を必要としている子育て世帯をいち早く把握できるよう努め、問題の解決に向けて関係機関と連携します。
- ☺ 子どもや子育て世帯が安心して立ち寄れるサロン、子ども食堂など、地域住民主体の居場所づくりを支援します。

施策 8 漏れのない相談支援体制づくり

【具体的な取組】

- ☞ 相談支援体制の充実
- ☞ 地域の「気付き」「見守り」の機能強化

市民一人ひとりが取り組むこと

- ☺ 日頃から相談できる人や場所を調べておきます。
- ☺ 隣近所の「ちょっとした異変」に気付けるよう日頃からコミュニケーションを図ります。

地域が取り組むこと

- ☺ 地域住民や民生児童委員、町内会などが連携しながら、地域での見守りが行える緩やかなネットワークづくりを目指します。
- ☺ 困りごとを抱えた人の発見に努め、関係機関につなぎます。

事業者や団体等が取り組むこと

- ☺ 相談支援事業者は、その事業内容等について地域住民に対する周知をより進めます。
- ☺ 複雑化した課題に対応するため、関係機関同士の連携についてルール化します。

行政が取り組むこと

- ☺ 庁内に福祉総合相談窓口を設置し福祉専門職を配置することにより、属性や世代を問わない相談を受け止める体制を構築します。
- ☺ 包括的な支援体制を整備するため、庁外関係機関等も含めて意識の共有を図りながら議論を進めます。

社会福祉協議会が取り組むこと

- ☺ 小樽市民生児童委員協議会と連携して、民生委員・児童委員が地域住民からの相談に円滑に対応できるよう、研修会の開催などを支援します。
- ☺ 「ふれあい相談」の充実を図り、行政や社会福祉法人などの相談支援機関と連携して、切れ目のない相談支援に努めます。

施策 9 福祉サービスの適切な利用の促進

【具体的な取組】

- ☞ 福祉サービスを利用しやすい環境づくり
- ☞ 福祉サービスの質の向上

市民一人ひとりが取り組むこと

- ☺ 適切なサービスを利用することができるよう、制度や福祉サービスについての正しい理解を深めます。
- ☺ サービスを利用する際に疑問が生じたときは、事業所に意向などを伝え、自分に合ったサービスを選びます。

地域が取り組むこと

- ☺ 地域の中で福祉サービスに関する情報を必要としている人を把握します。
- ☺ 「まち育てふれあいトーク」などを活用し、住民同士が交流しながら福祉サービスについて学ぶ場をつくります。

事業者や団体等が取り組むこと

- ☺ 市民がサービスを選択するために必要な情報を発信します。
- ☺ 福祉サービスの質の向上につながるよう、人材育成や職場環境の向上に努めます。

行政が取り組むこと

- ☺ 福祉サービスの内容や利用方法などの情報を広報やホームページなどで幅広い年代の方たちにわかりやすく伝えます。
- ☺ サービス利用の申込みに当たり、市役所へ来庁しなくても手続きができる仕組みづくりについて検討を進めます。

社会福祉協議会が取り組むこと

- ☺ 社会福祉法人懇話会「しあわせネットワーク・おたる」の一員として、福祉サービス従事者の専門性の向上を目指し、他の法人と連携して研修会などを開催します。
- ☺ 制度の狭間にある課題などに対応するため、地域のニーズを把握し、福祉サービスの拡充や開発につなげる仕組みづくりに努めます。

施策 10 権利を擁護する取組の推進

【具体的な取組】

- ☞ 高齢者虐待、障害者虐待、児童虐待及び配偶者等からの暴力の防止
- ☞ 日常生活自立支援事業、成年後見制度の利用促進

市民一人ひとりが取り組むこと

- ☺ 虐待や DV を受けている可能性のある人を発見したときは、速やかに通報します。
- ☺ 「認知症サポーター養成講座」などを受講することで、判断能力が十分でない方についての理解を深めます。

地域が取り組むこと

- ☺ 地域で虐待や DV を許さない意識を高めます。
- ☺ 成年後見人（市民後見人を含む）の活動を理解して協力します。

事業者や団体等が取り組むこと

- ☺ 福祉施設は、当該施設従事者による虐待の防止に向けた取組を徹底します。
- ☺ 金銭管理等に不安を感じる利用者を「小樽・北しりべし成年後見センター」へつなげます。

行政が取り組むこと

- ☺ 家庭内で虐待を行った養護者又は保護者へ継続的な支援を行うことにより再発を防ぎます。
- ☺ 「小樽・北しりべし成年後見センター」を中核機関として位置付け、関係機関との連携体制を構築するなど本市における権利擁護支援の強化を図ります。(成年後見制度の利用を促進する取組は52ページ)

社会福祉協議会が取り組むこと

- ☺ 福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理を行う日常生活自立支援事業及びあんしんサービスの周知と利用促進に努めます。
- ☺ 市民後見人養成研修などにより、本人らしい生活を支える支援者を地域に増やします。

成年後見制度の利用を促進する取組

住み慣れた地域において、判断能力が十分でない人を速やかに適切な支援につなげるとともに、本人らしい生活の質の向上につながる支援を行うことが重要であることから、成年後見制度の利用を促進する取組を下記のとおり行います。

◎ 地域連携ネットワークを構築します。

地域連携ネットワークは、成年後見制度の利用が必要な方を早期に発見し、適切に必要な支援につなげるとともに、様々な関係機関が連携して支援を行っていくための地域全体の仕組みです。

「小樽・北しりべし成年後見センター」が中核機関として地域における連携・対応強化の推進役の役割を担います。

地域連携ネットワーク及び中核機関の機能

① 広報機能

成年後見制度が、判断能力の低下した本人の生活を守り、権利を擁護する重要な手段であることを周知啓発していきます。

② 相談機能

地域の専門職団体等と連携を図り、成年後見制度の利用に関する相談に対応する体制を構築し、相談者の状況に応じた支援を行います。

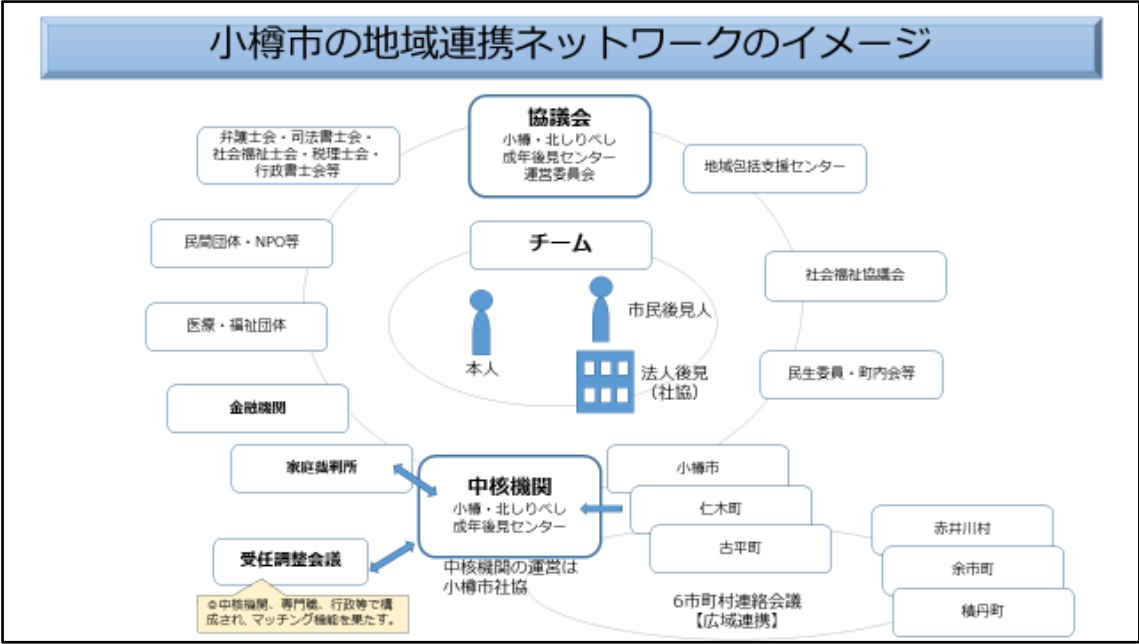
③ 成年後見制度利用促進機能

「受任調整会議」を設置し、ケースごとに適切な後見人候補者の選定を行います。また、市民後見人の育成・活用を進めます。

④ 後見人支援機能

親族後見人や市民後見人等からの日常的な相談に応じるとともに、専門職の協力を得られるような仕組みをつくります。

これら4つの機能を果たすことにより、後見人等が孤立することなく、日常的に相談等を受けられる体制が整備されることから、後見人等による不正の発生を未然に防ぐ効果が期待されます。



【基本目標３】 安心して暮らせる地域づくり

1 現状と課題

●民生児童委員（地区会長及び副会長）や町会長を対象として行った「地域福祉に関するアンケート」では、把握している地域課題として「空き家の増加」を挙げる方が多かったことから、管理不全の空き家の解消を目指すとともに空き家を地域の居場所づくり等に活用できないかを検討する必要があります。

（小樽市空家等対策計画との連携）

●「しあわせな地域づくりアンケート」において近所の方から手助けを受けたと思うことについて尋ねたところ、「災害時の避難支援や声かけ」と回答する方が最も多くなっています。北海道胆振東部地震におけるブラックアウトの経験から防災面に不安を感じる市民が多くいるため、災害時における支え合いの仕組みづくりを進めていくことが求められます。（小樽市地域防災計画との連携）

●長い小樽の冬を過ごすうえでは、市民一人ひとりが雪と共生する意識を持って地域の実情に応じた雪対策を考えていくことが必要です。（小樽市雪対策基本計画との連携）

●身近な地域にスーパーやコンビニなどがいないため日常の買い物に困難を感じている「買い物難民」の存在が指摘されています。どのような買い物支援が必要かを検討し実現させていくことが求められます。

●犯罪を未然に防ぎ安全安心に暮らすために、市民の防犯意識を向上させることが必要です。

施策 1 1 空き家対策及び居住支援の充実

【具体的な取組】

- 🏠 空き家等の利活用
- 🏠 居住に課題を抱える方への支援

市民一人ひとりが取り組むこと

- ☺ 個々の住宅が地域を形成する資源であることを認識し、住宅や住環境に関する意識を高めます。
- ☺ 空き家を放置せず、処分や活用などを検討します。

地域が取り組むこと

- ☺ 空き家の見守りを行い、危険度が高い空き家については速やかに行政へ報告します。
- ☺ 空き家を地域の資源として活用し、住民同士の交流を目的とした拠点づくりに取り組みます。

事業者や団体等が取り組むこと

- ☺ 福祉サービス利用者の住宅が施設入所などにより空き家となることが想定されるケースは、行政などと連携し空き家の発生予防に努めます。
- ☺ 不動産業者や賃貸住宅の貸主は、住宅確保要配慮者[※]の入居に当たり生活支援の面から福祉分野との連携を進めます。

行政が取り組むこと

- ☺ 市内の空き家の情報を収集するとともに、「空き家・空き地バンク制度」や「空き家利活用推進事業」を活用し、空き家の有効活用を図ります。
- ☺ 離職等により住居を失った、または失うおそれがある際に一定期間家賃相当額を給付する「住居確保給付金」について、必要な方が適切に利用できるよう幅広く周知し積極的な利用を働きかけます。

社会福祉協議会が取り組むこと

- ☺ 空き家の情報と地域で居場所づくりを考えている方とのマッチングに努めます。
- ☺ 住宅確保要配慮者の相談に応じ、安心して住まいを確保できるよう支援します。

施策 1 2 災害時における支え合いの仕組みづくり

【具体的な取組】

- 👉 防災教育の充実
- 👉 自主防災組織の育成及び推進

市民一人ひとりが取り組むこと

- ☺ 「自らの身の安全は自らが守る」という意識を持ち、防災に関する知識の習得に努めます。
- ☺ 災害時の避難場所等の確認を目的とした「防災さんぽ」を行います。

地域が取り組むこと

- ☺ 地域で防災に関する勉強会などを開催します。
- ☺ 災害時に速やかに対応できるよう、自主防災組織をつくります。

事業者や団体等が取り組むこと

- ☺ 地域での防災訓練等の活動に積極的に参加します。
- ☺ 社会福祉施設は、福祉避難所の設置に協力します。

行政が取り組むこと

- ☺ 防災に関する知識についての普及啓発を行います。
- ☺ 自主防災組織の育成及び推進を図ります。

社会福祉協議会が取り組むこと

- ☺ 災害ボランティア活動を円滑に行うため、災害ボランティア講座を開催します。
- ☺ 「小樽市災害ボランティアセンター設置・運営マニュアル」を整備します。

施策 1 3 雪との共生

【具体的な取組】

👉 地域で支え合う雪対策の推進

👉 福祉除雪の充実

市民一人ひとりが取り組むこと

- ☺ 雪に親しむ冬のイベントに積極的に参加します。
- ☺ 宅地内の雪出しや除排雪の妨げになるような路上駐車をしないよう気を付けます。

地域が取り組むこと

- ☺ 雪に親しむ冬のイベントの開催に積極的に協力します。
- ☺ 自力で除雪することが難しい世帯を把握します。

事業者や団体等が取り組むこと

- ☺ 地域貢献活動として可能な範囲で地域の除雪作業を行います。
- ☺ 従業員が除雪ボランティアとして活動できるような環境を整えます。

行政が取り組むこと

- ☺ 大学生等の若い世代に除雪ボランティアとして活動してもらえるよう働きかけます。
- ☺ 有償ボランティアなどの新たな仕組みづくりについての検討を行います。

社会福祉協議会が取り組むこと

- ☺ 行政と連携し、除雪ボランティアの担い手確保に努めます。
- ☺ 必要な方が適切に利用できるよう、福祉除雪サービス事業の仕組みについて関係機関と検討を進めます。

施策 1 4 持続可能な買い物支援の実現

【具体的な取組】

- 👉 移動販売や宅配などの情報周知の強化
- 👉 新たな買い物支援の創出

市民一人ひとりが取り組むこと

- ☺ 買い物に困ったときは身近な人に相談します。
- ☺ 近所に買い物に困っていそうな方がいれば声をかけてみます。

地域が取り組むこと

- ☺ 移動販売などの情報について地区の回覧板等で共有します。
- ☺ 自分の地域に必要な買い物支援を行政等と一緒に考えます。

事業者や団体等が取り組むこと

- ☺ 移動販売や宅配を行っている事業者は、情報が行き届くよう広く周知します。
- ☺ 福祉施設等の送迎車の空き時間を有効活用し、買い物支援ができないかを検討します。

行政が取り組むこと

- ☺ 新たな買い物支援を市内の各関係団体と連携して行うための協議の場を設けます。
- ☺ 買い物支援ガイドブックを作成します。

社会福祉協議会が取り組むこと

- ☺ 「地域のお役立ち手帳」WEB 版を作成し、市内の移動販売店などの情報を提供します。
- ☺ 買い物に関する困りごとの把握に努め、支援を行う仕組みを検討します。

施策 1 5 地域の防犯体制の構築及び推進

【具体的な取組】

- 👉 防犯に関する情報共有の促進
- 👉 地域の防犯力の向上

市民一人ひとりが取り組むこと

- ☺ 外出時の隣近所への声かけなど、防犯意識を高めます。
- ☺ 防犯を目的とした活動に積極的に参加し、地域の安全づくりに努めます。

地域が取り組むこと

- ☺ 高齢者や子どもが犯罪に合わないよう、地域で見守り活動を行います。
- ☺ 地域において防犯教室や交通安全教室を開催します。

事業者や団体等が取り組むこと

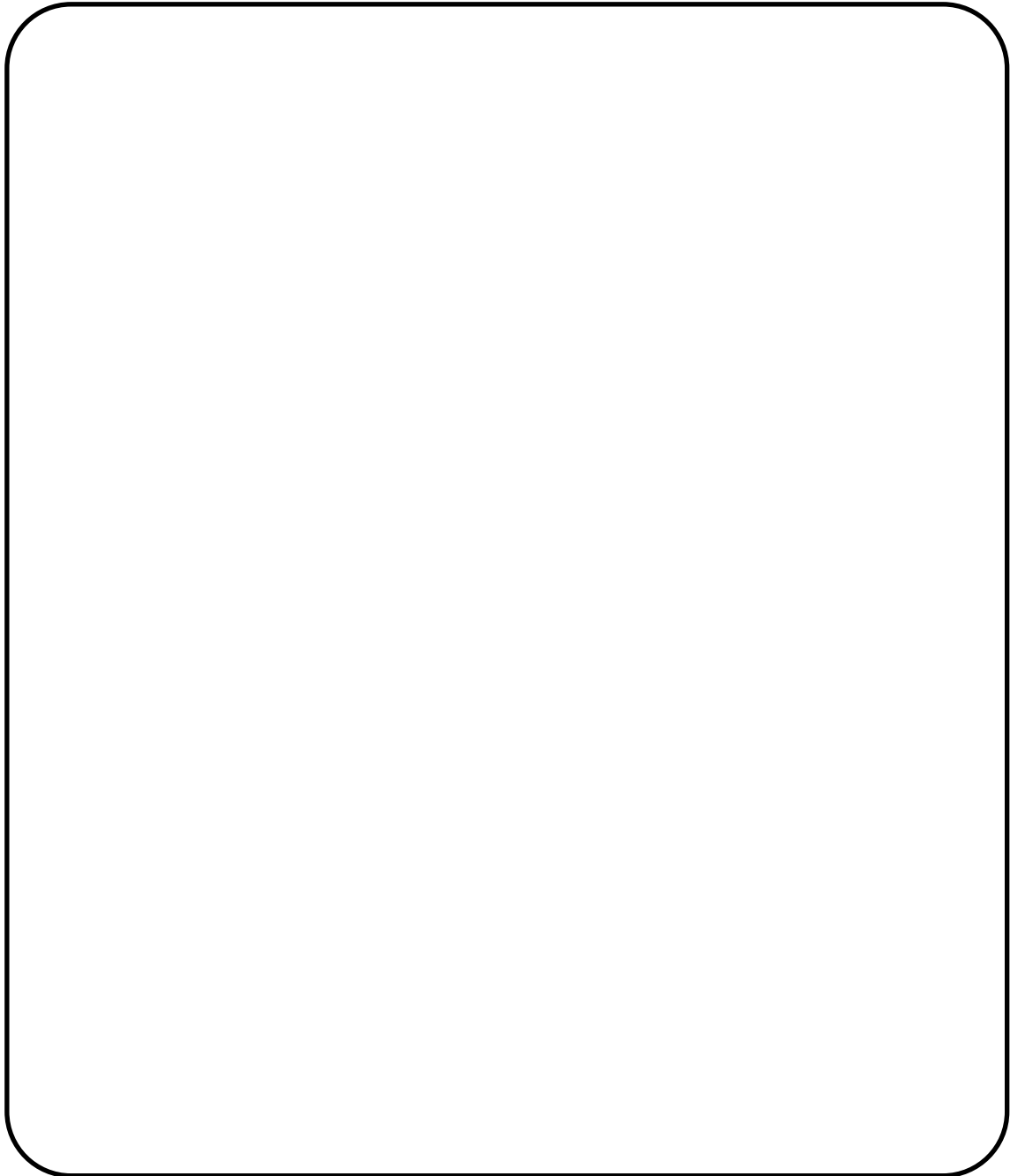
- ☺ 従業員間に振り込め詐欺や消費者被害など犯罪についての情報を共有します。
- ☺ 防犯体制の構築に当たっては、地域や行政と連携を図るように努めます。

行政が取り組むこと

- ☺ 小樽市防犯協会連合会に参加するなどにより関係団体と連携の上、各種犯罪被害抑止活動を推進します。
- ☺ 広報やホームページなど様々な媒体を利用し、防犯のための情報を発信します。

社会福祉協議会が取り組むこと

- ☺ 警察や民生委員・児童委員と連携して、地域での防犯意識向上に努めます。
- ☺ 防犯の輪を広げるため、地域住民による見守りなどの取組を支援します。



資料編

1 小樽市地域福祉計画策定委員会名簿

	氏名	区分	団体名等
1	森 祐樹	公募により選考された者	
2	池上 誠		
3	永岡 朋子		
4	村上 敦哉		
5	盛合 将也		
6	杉谷 憲昭		
7	◎岡田 直人	学識経験者	北星学園大学
8	高橋 小百合	福祉関係団体、 自治組織、 その他市民団体等 の代表者の推薦を 受けた者	小樽市社会福祉協議会
9	山岸 康治		小樽市民生児童委員協議会
10	佐藤 彰芳		小樽市総連合町会
11	佐々木 茂		小樽市老人クラブ連合会
12	清水 伸枝		小樽市ボランティア・市民活動センター
13	斉藤 彰子		小樽市介護支援専門員連絡協議会
14	石亀 善則		小樽市障がい児・者支援協議会
15	野沢 修一		北海道中央児童相談所
16	高田 友子		小樽・北しりべし成年後見センター
17	武本 真弓		小樽市生活サポートセンター「たるさぼ」
18	中田 喜代美		わくわく共育ネットワーク
19	○川尻 輝記		しあわせネットワークおたる
20	石田 潔		北海道医療ソーシャルワーカー協会

◎は委員長、○は副委員長

2 用語解説

後日作成予定